

## 重点施策及びみどりの目標(案)

### 施策の方針と「重点施策」について

令和7年度第2回委員会において、施策の方針を提示しました。このうち、本市のみどりが抱える課題への対応として特に重要な取組を「重点施策」として位置づけています。

「重点施策」は、それぞれ「計画目標」と「将来目標」を掲げています。計画目標は10年間の計画期間内で着実な実行を図るもの、将来目標は計画期間内に実行に努め、その後実現したい大きなものを掲げています。

施策の方針については、個別施策の再掲を削除し、施策の体系に変更を加えています。

また、令和7年度第2回委員会資料においては、個票型式で内容を整理していましたが、計画書としてはその概要を掲載し、個票型式でとりまとめたものは参考資料に掲載する方針です。

個票型式でとりまとめた施策の方針の修正箇所は、赤文字で記しています。

メモ：

- ・基本施策名を修正したものは赤文字にしています。
- ・重点施策は基本施策レベルで表示しています。

## みどりの施策の展開

みどりの将来像『朝霞らしいみどりを みんなで育み 暮らしに生かすまち』の実現に向け、3つの基本方針に基づく施策の柱、基本施策、具体的な取組となる個別施策を展開します。

個別施策の展開にあたっては、「みどりの指針」に位置づけられるみどりのチカラを理解し、その効果の発現に向け努力することで、みどりのチカラを上手に生かしたまち・暮らしの実現を目指します。

また、本市のみどりが抱える課題への対応として特に重要な取組を「重点施策」として位置づけます。

### ■施策の体系

基本方針	施策の柱	基本施策(★重点施策)
1 暮らしを支え 豊かにする 朝霞らしいみどりを 整える	1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上★ (2) 里山保全活動の推進★ (3) 都市農地の保全
	1-2 水辺の保全	(1) 溪流の保全★ (2) 河川の保全
	1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進★ (2) 公園機能の充実 (3) 公園の維持管理の充実★
	1-4 道路・河川のみどりの育成	(1) 街路樹・並木の整備と管理 (2) ウォーカブルな空間整備★
	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	(1) 公共施設のみどりの整備・管理 (2) 民有地のみどりの整備促進
2 みどりを支える 仕組みや担い手を 育て・広げ・つなげる	2-1 みどりの担い手の育成と連携	(1) みどりの担い手の育成 (2) 担い手の連携の拡充★
	2-2 みどりをしなやかに使う 仕組みづくり	(1) 公園等を生かしたまちづくり (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
	2-3 みどりの質の向上を誘導し 評価する仕組みづくり	(1) みどりのモニタリングの実施 (2) みどりの普及啓発の推進
	2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用★ (2) みどり・公園 DX の推進★
3 みどりのある 暮らしを楽しむ	3-1 みどりのシティプロモーションの 展開	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催 (2) 情報発信の強化と充実★
	3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ★ (2) みどりのボランティア活動への参加 (3) みどりの交流の拡大

## メモ

- ・個別施策の重複（再掲）は、青文字の場所に集約しています。
- ・施策名、番号を修正した箇所は赤文字にしています。
- ・基本施策の項目ごとに、みどりの指針との対応を星取表で示しています（表の右の部分）。

## 『みどりの指針』との対応

1. みどりのチカラを上手に生かす指針	2. みどりを支える仕組みの指針	3. あさかのみどりの魅力を楽しむ指針
健全な水循環を支えるみどり	暮らしに息づく農業活動の場となるみどり まちの美観・郷土の風景を形成するみどり	健康づくりの場となるみどり 身近な遊び場となるみどり にぎわいや交流の場となるみどり 防災拠点となるみどり
都市の気温上昇を緩和するみどり	生き物の生息空間となるみどり	暮らしに息づく農業活動の場となるみどり
地球温暖化防止に貢献するみどり	まちの美観・郷土の風景を形成するみどり	健康づくりの場となるみどり 身近な遊び場となるみどり にぎわいや交流の場となるみどり 防災拠点となるみどり
健全な水循環を支えるみどり	暮らしに息づく農業活動の場となるみどり まちの美観・郷土の風景を形成するみどり	健康づくりの場となるみどり 身近な遊び場となるみどり にぎわいや交流の場となるみどり 防災拠点となるみどり

## 個別施策

①特別緑地保全地区の指定 ②保護地区・保護樹木制度の運用 ③指定文化財制度の運用 ④公有地化による樹林地等の確保 ⑤景観重要樹木の指定	● ● ● ● ●	
①里山保全活動の推進 ②里山管理ガイドラインの策定	● ● ● ● ● ●	●
①生産緑地・特定生産緑地制度の運用 ②遊休農地の活用促進 ③景観作物の栽培 ④災害時の都市農地の活用	● ● ● ● ● ●	●
①湧水地及び周辺環境の保全 ②雨水貯留浸透の推進	● ● ● ● ●	●
①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全 ③朝霞調整池内の湿地環境の保全	● ● ● ● ●	● ●
①身近な公園の適正配置 ②基地跡地公園の整備推進 ③内間木公園の整備推進	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
①防災機能の充実 ②バリアフリー・インクルーシブデザインの推進	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
①施設の維持管理の充実 ②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
①持続的な植栽の在り方に関する検討 ②街路樹の適正な維持管理	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
①河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理 ②歩道のネットワーク化と管理 ③休息や健康づくりの場の整備	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
①公共施設の緑化と管理 ②維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定	● ● ● ● ●	● ● ● ●
①緑化支援制度の運用 ②まちづくり制度を活用したみどりの確保	● ● ● ● ●	● ● ● ●
①プレーパークの推進 ②みどりの講習会等の実施 ③環境学習の実施 ④教育分野における農業体験の促進 ⑤食育の推進		● ● ● ●
①担い手のマッチング ②ボランティア活動団体の交流の促進 ③民間企業等の参画の促進 ④農の担い手の育成		● ● ●
①公園サポーターの推進 ②市民や活動団体による朝霞の森の管理運営 ③みどりのリサイクルの推進		● ● ● ●
①市民農園の推進 ②市民緑地制度等の活用 ③公園ごとの利用ルールづくり	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
①グリーンインフラの実態調査の実施 ②市民協働の生き物調査による生物データベースの整備 ③みどりの市民アンケート調査の実施		● ●
①グリーンインフラの多面的効用の評価と公表 ②グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導 ③地域社会に貢献するみどりづくりの促進		● ●
①補助金等の活用 ②みどりのまちづくり基金等の運用		● ● ● ● ● ●
①みどり・公園DXの推進 ②WEBを活用したグリーンインフラの普及啓発		● ● ● ● ● ●
①みどり空間を活用したイベントの開催 ②里山環境の活用 ③農を通じた交流の場づくり	● ● ●	● ● ● ● ● ●
①みどりの情報発信 ②市民イベント情報の集約と発信		● ● ● ● ● ●
①家庭での緑化や菜園づくり ②農産物直売施設等の利用 ③地産地消の実践 ④みどりを生かした健康づくり ⑤みどりのイベントへの参加	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
①みどりのボランティア活動への参加 ②みどりのリサイクルへの参加 ③みどりに係る講習会への参加		● ● ● ●
①民間のみどりの公開 ②SNSを活用したみどりの交流		● ● ● ●

# 1 暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える

## 1-1 樹林地と農地の保全

### 基本施策（1）樹林地・樹木の担保性の向上【重点施策】

本市には、武蔵野の面影を残す樹林地が残されています。都市における樹林地は、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収源の役割を果たすほか、身近な生物の生息空間、良好な景観の形成、環境学習の場など多くの役割を担っています。

しかしながら、本市の樹林地は減少傾向にあり、市域に占める民有地の樹林地の割合は、1973(昭和48)年の5.71%から2023(令和5)年の1.60%へと減り続けています。

市民の暮らしを支え豊かにする樹林地を保全するため、現在残されている樹林地について、都市緑地法や朝霞市緑化推進条例などの法令に基づく保全制度を活用し、樹林地の担保性を向上させることで将来にわたって樹林地が残されるようにします。

#### ① 特別緑地保全地区の指定

●市内に残されている良好な樹林地等のうち、特に保全が必要なものについて都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を図り、樹林地等の担保性の向上を図ります。

#### ② 保護地区・保護樹木制度の運用

●朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木制度を適切に運用し、市内の貴重な樹木や樹林地を保全することで、地域のみどりの景観と生態系の維持に貢献します。

#### ③ 指定文化財制度の運用

●文化財保護法に基づく指定文化財制度を運用し、自然要素を多く含む史跡や天然記念物などの文化財を適切に保護・活用することで、歴史的・文化的価値のある緑地を保全します。

#### ④ 公有地化による樹林地等の確保

●市内に残されている特に保全が必要な樹林地等について、市民や専門家の意見を取り入れ、緑地の価値を判断し、公有地化することで担保性の向上を図ります。

#### ⑤ 景観重要樹木の指定

●景観法に基づく景観重要樹木の指定を推進し、地域のシンボルとなる樹木や景観上重要な樹木を保全することで、朝霞らしい美しい都市景観の形成に貢献します。

#### メモ

・施策の方針を記述する計画書のページでは、写真や図版の配置や、平易な文章表現とするなど、読みやすい紙面とするように考えています。

## 【基本施策】（2）里山保全活動の推進 【重点施策】

暮らしの場の近くにある樹林地はかつて人々が木を切り、落ち葉を集めたりするなど生活に欠かせない恵みの宝庫であり、自然と共存しながら守ってきた場所です。このような身近な樹林地は里山と呼ばれています。

しかし、昭和30年代ごろから生活スタイルが変化したこと、里山の経済的な価値の消失と、人手不足が重なった結果、多くの里山が放置され、荒廃が進みました。手入れされなくなった里山では、背の高い木が伸び放題になり、森の中は暗く単調になり、明るい場所に生息していた多様な植物や昆虫が姿を消しました。また暗い森では下草が育たないため、地面の土が流れやすくなり、雨水を蓄える力の低下や風や土砂災害に脆弱になっています。

このような中、森の所有者は先祖から引き継いだ森を残すために大変苦労されています。里山を未来に残すためには、森の所有者だけに任せるとではなく、新しい考え方と、多くの人の協力が必要です。また、里山は、単なる古い森ではなく、豊かな恵みと防災機能を持つ、私たち社会全体にとって大切な存在であることから、この宝物を守り、次世代に引き継ぐために、多くの方の関心と協力が求められています。

市では、地域の宝物である里山の保全を進めるため、森の所有者、ボランティア団体と協力して良好な里山環境の維持と再生を推進します。

### ① 里山保全活動の推進

●特別緑地保全地区などの里山環境において、ボランティア団体との協働により、枯損木の処理、間伐、除草、清掃活動などを継続的に実施し、良好な里山環境の維持と再生を推進します。

### ② 里山管理ガイドラインの策定

●里山管理ガイドラインを策定し、適切な管理手法を明確にすることで、市民ボランティアや関係者が一貫性のある効果的な保全活動を行えるよう支援し、里山環境の質を向上させます。

### 【基本施策】（3）都市農地の保全

市内の樹林地や農地、水面などのみどりの内容を比較すると、本市では農地が最も多く分布しています。これらの農地は、新鮮な農産物を供給するだけでなく、雨水浸透による水害の緩和や地下水の涵養、生き物の生息の場、防災・減災機能、良好な景観形成などの多様な機能を有しており、安心して暮らせる都市環境の形成に欠くことができないものです。

一方、市域に占める農地の割合は、1973(昭和 48)年の 28.74%から 2023(令和 5)年の 10.51%へと減り続けており、暮らしを支え豊かにする「みどり」の観点からその保全が求められています。

都市化が進んだ本市では、農地が持つ多面的機能を維持していくため、都市農地の保全を図ります。

#### ① 生産緑地・特定生産緑地制度の運用

●生産緑地制度および特定生産緑地制度の運用により、都市部における貴重な農地を保全し、食料供給、防災、景観形成といった農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。

#### ② 遊休農地の活用促進

●遊休農地の発生防止、遊休農地の解消に取り組むことにより、農地の保全を図ります。

#### ③ 景観作物の栽培

●肥沃な耕土の流出・飛散を防ぐため、休耕期における緑肥・景観形成作物の植栽を促進します。

#### ④ 災害時の都市農地の活用

●都市農地が持つ災害時の防災機能を活用することで、地域の防災力向上に貢献し、市民の安全・安心な暮らしを支えます。

## 1-2 水辺の保全

### 基本施策（1）湧水の保全【重点施策】

武蔵野台地の端部に位置する本市には、斜面下部に湧水が分布しています。湧水は武蔵野台地の厚いローム層と砂礫層が織りなす特異な地質構造によって育まれ、古来より地域の自然環境の健全性を象徴してきました。近年、都市化の進展に伴い、地表面が舗装されるなどして雨水が地面に浸透しにくくなっています。その結果、雨水を浸透させたり貯留したりする機能が低下し、湧水量の減少を引き起こすとともに、集中豪雨時の都市水害リスクを増大させています。

この課題に対応するため、本市では、豊かな自然の証である湧水地の保全に努めるとともに、公共施設などでの雨水貯留浸透施設の設置を推進します。これにより、地下水涵養を促し湧水を保全するとともに、都市水害を防ぐ、健全な水循環の実現を目指します。

#### ① 湧水地及び周辺環境の保全

●広沢の池、代官水などの湧水地を適切に管理するとともに、周辺の森林や農地を保全することで、湧水源の涵養を促進し、湧水環境の保全を図ります。

#### ② 雨水貯留浸透の推進

●朝霞市雨水管理総合計画に基づき雨水貯留浸透施設等を整備し、浸水被害の軽減対策を行うことで、水循環の健全化を図ります。

### 基本施策（1）河川の保全

本市は、荒川、黒目川をはじめとする豊かな水辺の空間を、都市化が進む中で市民の暮らしを支える「かけがえのない自然の財産」として位置づけています。

この貴重な水とみどりの回廊を未来に引き継ぐため、河川環境の保全を進めるとともに、この質の高い水辺空間という公共財を活かし、安全で心地よい憩いの場と、地域のにぎわいや交流を生み出す「まちの魅力」として活用していきます。

#### ① 荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全

●荒川クリーンエイドなどにより荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全を図ります。

#### ② 黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全

●黒目川、新河岸川、越戸川の環境保全活動を継続し、生態系に配慮した河川整備、外来種対策、市民参加による清掃活動などを通じて、水辺の環境と景観を向上させます。

#### ③ 朝霞調整池内の湿地環境の保全

●朝霞調整池内の湿地環境において、国や市民団体と協力し、希少な湿地植物であるトダスゲなどの保護活動を支援することで、動植物の生息環境を保全するとともに、自然観察地としての活用を検討します。

## 1-3 公園の整備と管理

### 基本施策（1）公園の整備推進【重点施策】

朝霞市の公園は、市民一人あたりの面積が全国平均より大幅に少なく、また、歩いて行ける身近な公園がない地域もあります。市ではこの状況を変えるため、「公園の量的な不足」と「配置の偏り」の解消を目指します。

身近な公園については、すべての市民が歩いて気軽に遊びに行けるよう、公園がない地域(空白域)を解消し、バランスよく配置することを目指します。

地域の中心となる公園は、多世代の交流が生まれるにぎわいの場とするだけでなく、災害時にまち全体を守る防災拠点として強化します。

また、老朽化した公園は、市民の皆様のニーズを反映させながら継続的にリニューアル・再編し、地域に愛される魅力と機能の充実に努めます。

#### ① 身近な公園の適正配置

- 身近な公園が不足する地域の解消を目指し、住区基幹公園の整備を推進します。
- 老朽化した公園のリニューアルや再編を継続的に検討し、地域住民のニーズや利用状況に応じた機能強化を図ることで、公園の魅力を高め、利用促進に繋げます。

#### ② 基地跡地公園の整備推進

- 朝霞市基地跡地利用計画の着実な実行を図るとともに、整備に際しては朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に基づき、これから朝霞のための憩いと交流の拠点となる公園づくりを目指します。

#### ③ 内間木公園の整備推進

- 内間木公園拡張整備基本構想に基づき、地域の特性を活かした公園づくりを行い、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての魅力を高めます。

## 基本施策（2）公園機能の充実

本市は、公園を「憩い・遊び・学び」の場として位置付けるとともに、都市の防災力強化にも貢献するみどりの拠点として位置づけます。

地域防災計画に基づき、災害時には避難場所や物資集積拠点として機能するよう、防災施設の計画的な設置を進めます。さらに、多機能トイレを含むバリアフリー対応施設を積極的に推進し、新規および改修公園にはユニバーサルデザインを導入することで、誰もが安全で快適に交流できる公園の実現を目指します。

### ① 防災機能の充実

●朝霞市地域防災計画に基づき、公園への防災施設の設置を検討し、災害時に避難場所や物資集積拠点として機能する公園づくりを進めることで、都市の防災力を強化します。

### ② バリアフリー・インクルーシブデザインの推進

●バリアフリー対応の公園施設（多機能トイレ含む）を積極的に推進し、新規および改修公園にはバリアフリー、ユニバーサルデザインを導入することで、誰もが安全で快適に利用できる公園環境を整備します。

## 基本施策（3）公園の維持管理の充実【重点施策】

本市は、公園を安全に、そして気持ちよく利用し続けられるよう、維持管理の取組を充実させます。

公園施設の安全点検を徹底し、長寿命化計画に基づき、遊具や休憩所などの修繕・更新を計画的に進めます。これにより、施設を長く安全に利用できるようになるだけでなく、将来的な修繕費用を平準化し、市の財政負担を軽減します。

また、公園のみどりをより美しく、より安全に保つための植栽管理指針を策定します。適切な樹種の選定と効率的な手入れを通じて、豊かなみどりと季節を感じられる質の高い緑地空間を創出します。

この二つの取組により、市民生活に安心と潤いをもたらす公園として維持していきます。

### ① 施設の維持管理の充実

●公園施設の安全点検を徹底し、朝霞市公園施設長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新を行うことで、施設の安全性を確保し、長期的な利用を可能にします。

### ② 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定

●公園などにおける植栽管理指針を策定し、維持管理の効率化と美観の維持を両立させることで、質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。

## 1-4 道路・河川のみどりの育成

### 基本施策（1）街路樹・並木の整備と管理

本市では、街路樹や並木を、都市の顔となる美しい景観づくりや、夏の暑さをやわらげる大切なみどりとして守り育てています。一方で、老木化や、根が伸びて歩道を傷める「根上がり」といった課題も生じています。

今後の道路整備においては、安全で快適な道路空間を実現するために、樹木が将来にわたり健全に育つための「持続的な植栽のあり方」を検討し、長期的な視点での効率的な維持管理を目指します。また、街路樹管理計画の策定に向けた検討を進めながら、計画的かつ適切な手入れを続けることで、安全で美しい街並みの形成を目指します。

#### ① 持続的な植栽の在り方に関する検討

●持続的な植栽のあり方について検討することで、街路樹や並木の健全な育成と、長期的な維持管理の効率化を図ります。

#### ② 街路樹の適正な維持管理

●街路樹管理計画の策定検討を含め、街路樹の適正な維持管理を継続することで、安全で美しい街路景観を保ち、都市の緑化推進に貢献します。

## 基本施策（2）ウォーカブルな空間整備【重点施策】

これまでのまちづくりは自動車中心に考えられてきた傾向があり、高齢の方や誰もが安全に快適に移動し、気軽に休める場所が不足していました。

今後のまちづくりにおいては、「ひと中心」の視点に立ち返り、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる「歩きたくなるまち」を目指し、ウォーカブルな空間づくりを進めます。

市では、黒目川沿いの散策路や、まちなかの歩道を「居心地の良い」の空間に充実していきます。誰もが安心して歩けるよう安全を確保し、ベンチや広場を設けることで、立ち止まって休憩したり、地域の人と交流したりできる居心地の良い場所を創出します。これにより、市民の健康増進と、まちのにぎわいの創出を目指します。

### ① 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理

●黒目川・新河岸川沿いを中心に、散策路や親水広場の整備・管理を継続することで、市民が水辺に親しみ、憩い、健康増進を図れるウォーカブルな空間を創出します。

### ② 歩道のネットワーク化と管理

●歩道のネットワーク化と適切な管理を継続することで、市民が安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保し、都市の回遊性を高めます。

### ③ 休憩や健康づくりの場の整備

●まちなかベンチ、ポケットパーク、健康遊具の設置などを通じて、市民が気軽に休憩したり、健康づくりに取り組んだりできる場を整備することで、都市の快適性と市民の健康増進を図ります。

## 1-5 公共施設・民有地のみどりの育成

### 基本施策（1）公共施設のみどりの整備・管理

みどりは、豪雨対策や暑さ対策、生き物のすみかとなる「グリーンインフラ」として、安全で快適なまちづくりの土台となるもので、都市の緑化はこの土台を整えるものです。公共施設における緑化は、安全で快適な都市環境の形成を先導する重要な取組です。

この公共施設の緑化と管理では、みどりの多面的機能を持続的に発揮させることや、維持管理コストを最小限に抑えることが重要です。

また、公共施設のみどりを、地域住民などが協力して守り育てる活動の場とすることで、管理の担い手を確保するとともに、みどりのあるコミュニティ活動を促進します。これにより、財政負担を減らしつつ、みどりの多様な機能を長期にわたって発揮させます。

#### ① 公共施設の緑化と管理

●市役所、保育園、公民館、学校など、様々な公共施設の緑化を推進し、その適切な管理を行うことで、良好な景観形成、夏の暑さ対策などを進めます。

#### ② 維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定

●公園の植栽管理指針を策定する際には、公園以外の公共施設における植栽管理も考慮した指針にすることで、公共施設全体で質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。

### 基本施策（2）民有地のみどりの整備促進

安全で快適なまちづくりを進めるためには、市域の多くの面積を占める民有地における緑化が重要であり、市民や事業者が自発的に質の高いみどりを確保するための仕組みが必要です。

本市では、戸建て住宅等において、緑化支援制度を通じた緑化の促進を図ることに加え、一定規模以上の開発事業においては、まちづくり制度を活用したグリーンインフラの促進を図ります。

緑化支援制度やまちづくり制度の運用においては、地域の水循環の健全化、ヒートアイランド現象の緩和、地域生態系の保全など、グリーンインフラの多面的な機能を発揮させる取組の促進を検討します。

#### ① 緑化支援制度の運用

●生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を適切に運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。

#### ② まちづくり制度を活用したみどりの確保

●まちづくり制度を積極的に活用することで、民間開発と連携した緑地の確保を促進し、計画的な都市緑化を推進します。

## 2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる

### 2-1 みどりの担い手の育成と連携

#### 基本施策（1）みどりの担い手の育成

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や快適な環境づくりに欠かせない「グリーンインフラ」です。これらのみどりを守り育てるために市民ボランティアが大きな役割を果たしていますが、ボランティアの高齢化や減少が大きな課題となっています。このままでは里山や公園のみどりを維持することや、子どもたちを見守るコミュニティの維持が難しくなります。

市では、この状況を乗り越えるため、市民一人ひとりがみどりのまちづくり活動に意欲を持って参加できる環境を充実していきます。

##### ① プレーパークの推進

●プレーパークの推進を通じて、子どもの居場所づくりを促進し、子どもたちが自然の中で自由に遊び、育つ機会を提供します。

##### ② みどりの講習会等の実施

●専門家の招へいによる勉強会などを開催することで、市民の緑化に関する知識や技術の向上を図り、みどりの担い手を育成します。

##### ③ 環境学習の実施

●学校による環境教育や子どもエコクラブの活動等、環境学習を支援することで、子どもたちが環境問題への理解を深め、環境保全活動への意識を高める機会を提供します。

##### ④ 教育分野における農業体験の促進

●学校教育において農業体験を促進することで、子どもたちが食や農業への理解を深め、自然との触れ合いを通じて豊かな心を育む機会を提供します。

##### ⑤ 食育の推進

●食育を推進することで、市民が食に関する正しい知識と選択能力を身につけ、健全な食生活を実践するとともに、都市農業の重要性への理解を深めます。

## 基本施策（2）担い手の連携の拡充【重点施策】

都市のみどりを維持し、その機能を十分に発揮し続けるためには、行政の力だけでなく、市民、民間事業者、農業者など、多様な主体が協力し、それぞれの持つ知識と経験、意欲や創造性を活かすことが必要です。

このため、市では活動団体と管理に困る緑地との「マッチング」を進め、管理の効率化と市民活動の活性化を図ります。また、ボランティア団体間の交流を促し、情報や技術を共有することで、活動の質の向上を目指します。さらに、公募設置管理制度(Park-PFI)などを活用し、民間事業者とも協力して公園の魅力を高めるとともに、都市農業の振興を担う組織の支援の強化を目指します。

### ① 担い手のマッチング

●管理できない緑地と保全活動を行う市民組織とのマッチングを行うことで、緑地管理の効率化と市民活動の活性化を図ります。

### ② ボランティア活動団体の交流の促進

●生物多様性市民懇談会の開催や、緑地保全に関わる勉強会の開催などを通じて、ボランティア活動団体間の交流を促進し、情報共有と連携強化を図ることで、活動の質の向上と持続性を高めます。

### ③ 民間事業者等の参画の促進

●公募設置管理制度(Park-PFI)などの導入により、民間事業者等の参画を促進し、多様な主体との協働によるみどりのまちづくりを推進します。

### ④ 農の担い手の育成

●出荷組合や農業後継者組織の強化・充実を積極的に支援し、農の担い手の育成を図ります。

## 2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり

### 基本施策（1）公園等を生かしたまちづくり

近年、私たちの暮らしや社会が急速に変化する中で、公園に求められる役割も大きく変わっています。公園は、単に憩う場であるだけでなく、安心安全な都市の基盤(グリーンインフラ)として、また、人々が出会い、新たな活動が生まれる「まちづくりの核」となることが期待されています。

こうした変化に対応するために、今後の公園管理においては、行政が一方的に管理するのではなく、市民の自由な発想や活力を最大限に活かし、「しなやかに公園を使いこなす」ことが求められています。

本市では、この考え方に基づき、市民と協働による公園管理体制を強化し、公園などを生かしたまちづくりを推進します。

#### ① 公園サポーターの推進

●公園管理団体(通称:公園サポーター)制度を推進し、市民ボランティアによる公園の清掃、花壇の手入れ、見守り活動などを促進することで、市民と協働による公園管理体制を強化し、公園への愛着を醸成します。

#### ② 市民や活動団体による朝霞の森の管理運営

●旧基地跡地の暫定利用区域である朝霞の森において、**市民と行政の協働による**管理運営を継続することで、市民のニーズに応じた緑地空間の活用と、地域コミュニティの活性化を図ります。

#### ③ みどりのリサイクルの推進

●落葉利用や剪定枝等のリサイクルを検討・推進することで、緑地管理から発生する資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に貢献するとともに、環境負荷の低減を目指します。

## 基本施策（2）多様なニーズに対応するみどりの確保

近年、私たちの暮らし方や働き方が変化し、身近な公園や緑地への期待が高まっています。しかし、公園などのみどりの空間はまだ十分に活用されておらず、市民の多様なニーズに応えられていない現状があります。都市の「みどり」は単なる風景ではなく、遊び、食育、健康、交流、そして防災に欠かせない、大切な資源です。

このような背景を踏まえ、本市では、公園をはじめ地域にある身近なみどり空間について、多様な市民ニーズに対応し、市民生活に活かすための取組を展開します。この取組にあたっては、行政だけでなく、市民、企業、団体が協力し、暮らしの利便性と豊かさの向上を目指します。

### ① 市民農園の推進

●市民農園の整備と利用を推進することで、市民が気軽に農業体験できる場を提供し、食育の推進、健康増進、地域コミュニティの活性化を図ります。

### ② 市民緑地制度等の活用

●都市緑地法に基づく市民緑地制度等を活用し、民間所有の緑地を市民が利用できる緑地として確保することで、身近なみどりの空間を増やし、地域コミュニティの活性化を図ります。

### ③ 公園ごとの利用ルールづくり

●公園ごとの利用ルールを柔軟に設定することで、公園の多角的活用を促進し、地域資源の有効利用と市民の利便性向上を図ります。

## 2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり

### 基本施策（1）みどりのモニタリングの実施

持続可能なまちづくりを進める上で、都市のみどりは、私たちの生活を守り、豊かにする欠かせない資源です。みどりは、洪水や暑さを和らげ、多くの生き物を育み、私たちの暮らしに潤いを与えます。この自然の恵みを未来へ確実につなぐため、本市ではみどりが期待通りの力を発揮しているか、その「質」を正しく把握する仕組みを導入します。

「みどりのモニタリング」は、専門的な実態調査に加え、生き物のデータベース整備や市民の「声」を聞くアンケート調査を通じて、みどりの「客観的な状態」と「市民の評価」を明らかにします。「みどりのモニタリング」による結果は分かりやすく公開し、今後のまちづくりに生かしていきます。

#### ① グリーンインフラの実態調査の実施

●計画改定時などの定期的なみどりの現況調査及びグリーンインフラの評価を実施することで、都市のみどりの現状と課題を把握し、効果的な施策立案に繋げます。

#### ② 市民協働の生き物調査による生物データベースの整備

●市民協働の生き物調査を継続しつつ、今後は生き物発見場所の位置情報を記録できる生物データベースを新たに整備することで、生物多様性の現状を把握し、環境教育やまちづくりへ活用することを検討します。

#### ③ みどりの市民アンケート調査の実施

●計画改定時など定期的にみどりの市民アンケート調査を実施することで、市民のみどりに対する意識やニーズを把握し、施策に反映させることで、市民満足度の高いみどりのまちづくりを推進します。

## 基本施策（2）みどりの普及啓発の推進【重点施策】

私たちは今、地球温暖化や自然災害等のリスクに直面しています。こうした時代において、まちの「強さ」と「快適さ」を高める戦略が、自然の力を活かしたグリーンインフラです。

公園や街路樹、身近な緑地は、単なる憩いの場ではなく、夏の暑さを和らげ、雨水を地下に戻し、災害時の被害を最小限に抑える「暮らしを支える大切な機能」を持っています。

本市では、みどりの価値を市民と共有し、地域全体で育む文化をつくるため、みどりの普及啓発を積極的に推進します。この取組を通じて、朝霞の豊かな自然を次世代に繋ぎ、安全で持続可能なまちづくりを実現していきます。

### ① グリーンインフラの多面的効用の評価と公表

●WEBによる朝霞市のグリーンインフラの役割紹介など、グリーンインフラの多面的効用を評価し公表することで、市民や事業者への理解を深め、緑化活動への意識と参加を促進します。

### ② グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導

●開発事業における緑化指導において、グリーンインフラの多面的効用(防災、環境、景観など)を考慮した緑化を促進することで、都市のレジリエンス向上と持続可能なまちづくりに貢献します。

### ③ 地域社会に貢献するみどりづくりの促進

●環境貢献や生物多様性保全につながる認証・顕彰制度の促進を通じて、民間事業者や市民による緑化活動を奨励し、地域社会全体でみどりを育む文化を醸成します。

## 2-4 みどりの支援体制の強化

### 基本施策（1）財源の確保と活用【重点施策】

快適で安全なまちづくりに、公園整備や緑地の保全は欠かせません。しかし、限られた財源の中で、みどりへの投資を継続するのは大きな課題です。

本市では、将来にわたり豊かなみどりを守り育てるため、支援体制を強化します。具体的には、防災力の向上や、みどりの量的・質的保全に繋がる国の支援（補助金）を活用するとともに、「みどりのまちづくり基金」やふるさと納税等の運用を継続・強化し、多様な財源を確保します。

これらの財源の確保に努めることを通じて、公園整備や緑地保全などの行政による基盤整備を進めるとともに、市民や事業者による緑化活動の促進を図ります。

#### ① 補助金等の活用

●社会資本整備総合交付金などの補助金等を積極的に活用することで、緑化事業の財源を確保し、計画的な緑地整備・管理を推進します。

#### ② みどりのまちづくり基金等の運用

●みどりのまちづくり基金やふるさと納税等の運用を継続・強化することで、市民や事業者からの寄付を募り、緑化活動の財源を多様化し、市民参加型のみどりのまちづくりを推進します。

### 基本施策（2）みどり・公園 DX の推進【重点施策】

市では、安全で住みよいまちづくりを進めるために、グリーンインフラを活かす取組を目指しています。しかしながら、近年、公園管理の業務負担が増加し、従来のやり方ではみどりの質を維持し続けることが難しくなっています。

本市では、暮らしに欠かせない公園や緑地を未来にわたって守り、快適さを維持していくために、デジタル技術を活用した維持管理業務の効率化やみどりの普及啓発などの検討を進めています。

これにより、行政リソースを暮らしにおける安全性や利便性の向上に集中させることに役立てるほか、公園の利用案内やイベント情報提供を充実させ、市民が公園づくりへ参加しやすい環境を整えます。

#### ① みどり・公園 DX の推進

●公園台帳のデジタル化検討や、公園案内・イベント情報周知等に DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用することで、公園管理の効率化と市民への情報提供の充実を図ります。

#### ② WEB を活用したグリーンインフラの普及啓発

●WEB による朝霞市のグリーンインフラの役割紹介など、デジタル媒体を活用してグリーンインフラの多面的効用を普及啓発することで、市民や事業者への理解を深め、緑化活動への意識と参加を促進します。

### 3 みどりのある暮らしを楽しむ

#### 3-1 みどりのシティプロモーションの展開

##### 基本施策（1）みどりに触れ楽しめるイベントの開催

本市は、暮らしを支える豊かなみどりを「かけがえのない宝」として未来に引き継ぐため、「みどりのシティプロモーション」を展開します。まちのみどりは、単に美しい景観を作るだけでなく、私たちの生活の安全を守り、人々が交流を育む大切な基盤です。

市民には暮らしの中で「自然とふれあいたい」という強い願いがあることを踏まえ、市では、みどりを身近に享受し、親しむ機会を広げていきます。

##### ① みどり空間を活用したイベントの開催

●彩夏祭、朝霞の森秋まつり、アサカストリートテラス、黒目川花まつり等、みどり空間を活用したイベントを継続的に開催することで、市民がみどりに親しみ、交流する機会を創出し、地域の魅力を高めます。

##### ② 里山環境の活用

●里山観察会や田んぼの耕作など、里山環境を活用した体験活動を促進することで、市民が里山の自然に触れ、その価値を理解し、保全活動への関心を高める機会を提供します。

##### ③ 農を通じた交流の場づくり

●農業祭などのイベントを通じて、農を通じた市民交流の場を創出することで、都市農業への理解を深め、地域活性化と食育の推進を図ります。

##### 基本施策（2）情報発信の強化と充実

市内の豊かなみどりや水辺、そして地域に根差した市民活動こそが、朝霞らしい豊かな暮らしをつくり出す大切な土台です。しかし、せっかくの素晴らしいイベントやみどりの魅力が、市民の皆さんに十分に届いていない現状があります。情報が届かなければ、緑化活動への参加や、地域の楽しみを見つけるきっかけも生まれません。

そこで市は市民とみどりをより強くつなぐため、情報発信の強化を図ります。これにより、地域の活力を高め、市民一人ひとりが、みどりとともにいきいきと過ごす「みどりのある暮らし」を実現します。

##### ① みどりの情報発信

●みどりの空間を活用したイベントのPRなど、みどりに関する情報発信を強化することで、市民のみどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促進します。

##### ② 市民イベント情報の集約と発信

●市民団体等が主催するイベントの情報を集約し、PR支援を行うことで、市民活動の活性化と、みどりに関するイベントへの市民参加を促進します。

## 3-2 みどりのある暮らしの実践

### 基本施策（1）みどりを楽しむ【重点施策】

現代の都市生活において、みどりは単なる癒しではなく、暮らしを支える基盤として考えられています。ヒートアイランド現象の緩和や災害への備え、そして市民一人ひとりの心身の健康と、地域のつながりを再生する役割を果たします。

本市は、このみどりが持つ多面的な価値が活かされる暮らしの実現に向け、市内に様々ななかたちで存在するみどりに触れ、楽しむ場や機会の充実を図ります。

これらの取組を通じて、都市のみどりに関心を持ち、みどりが将来にわたり市民生活を支える存在として見守られるような持続可能な朝霞市を目指します。

#### ① 家庭での緑化や菜園づくり

●家庭での緑化や菜園づくりを促進することで、市民が身近な場所でみどりに触れ、育てる喜びを感じる機会を提供し、みどり豊かな住環境の形成を推進します。

#### ② 農産物直売施設等の利用

●浜崎農業交流センターや市役所での直売などで、朝霞市内で生産された新鮮な農産物の供給を促進します。

#### ③ 地産地消の実践

●地場産野菜等の購入を促進することで、地産地消を実践し、都市農業の活性化と食の安全・安心への意識向上を図ります。

#### ④ みどりを生かした健康づくり

●グリーントレインマップの作成や、公園などにおける健康遊具の設置を推進し、市民の健康的なライフスタイルを支援します。

#### ⑤ みどりのイベントへの参加

●公園などで行われるイベントへの参加を促進することで、市民がみどりに触れ、学び、交流する機会を増やし、みどりへの愛着と環境意識を育みます。

## 基本施策（2）みどりのボランティア活動への参加

私たちの暮らしに心のゆとりや安らぎ、そして豊かなふれあいの場をもたらしてくれるみどりは、地球環境時代における持続性のあるまちの基盤となります。この大切なみどりを未来へつなぎ、その恩恵を持続的に享受し続けるためには、行政による管理だけでなく、市民一人ひとりの主体的な参加と貢献が不可欠です。また、みどりを守り創り育てる活動は、地域への愛着と貢献意識を育む大切な機会となります。

例えば、市民が講習会に参加して「学び」、その知識を基にリサイクルやボランティアを効果的に「実践」することで、みどりの質が向上し、結果としてみどりの恩恵をさらに「享受」して楽しむという「学習・実践・享受」のサイクルが考えられます。このようなサイクルはみどりのまちづくりを行政主導の義務ではなく、市民のライフスタイルの一部として定着させるための鍵となります。本計画では、「みどりのある暮らしを楽しむ」という取組の柱のもと、みどりのボランティア活動への参加を通じて「みどりの市民力」が向上することを目指します。

### ① みどりのボランティア活動への参加

- 公園サポーター、里山ボランティア、道路美化活動など、みどりのボランティア活動への参加を促進することで、市民が主体となった緑地管理を推進し、地域への愛着と貢献意識を育みます。

### ② みどりのリサイクルへの参加

- みどりのリサイクル活動への市民参加を促進することで、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成に貢献します。

### ③ みどりに係る講習会への参加

- みどりに係る講習会への市民参加を充実することで、緑化に関する知識や技術の向上を図り、市民一人ひとりがみどりの担い手として活躍できる環境を整備します。

## 基本施策（3）みどりの交流の拡大【重点施策】

わたしたちの身近なみどりは、心と体の健康を守り、こどもたちの豊かな成長を支える、かけがえのない生活の基盤です。この大切なみどりの価値を市民の皆様と分かち合い、世代や立場を超えた「ふれあいの輪」を広げることが、私たちが目指す「暮らしつづけたいまち」の実現に不可欠です。

そこで本市は、「みどりのある暮らしを楽しむ」を取組の柱とし、みどりを育み、共有し、誰もが主役となる交流を広げていきたいと考えています。

### ① 民間のみどりの公開

- 大学や神社仏閣などで開催される敷地公開型イベントを促進することや、民間事業者や個人が所有するみどり空間を公開することで、地域におけるみどりに触れる機会の充実を図ります。

### ② SNSを活用したみどりの交流

- SNSを用いた朝霞のみどりの魅力発信を推進することで、市民間のみどりに関する情報共有や交流を促進し、みどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促します。

## 重点施策と目標

重点施策は、施策の進行管理を図るため目標を定めます。緑化推進会議による総合的な評価を行い、計画の進行を確認するものとします。

施策の柱	重点施策	計画目標※	将来目標※
1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上	特別緑地保全地区の指定面積拡大 約2.7ha(現況値+0.6ha)	特別緑地保全地区の指定面積拡大 約3.6ha(現況値+1.5ha)
	(2) 里山保全活動の推進	里山管理ガイドラインの策定・運用	里山管理ガイドラインの運用による良好な自然環境の保全
1-2 水辺の保全	(1) 湧水の保全	雨水貯留浸透施設等の設置推進	水循環の健全化による湧水源の涵養
1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進	まばりみなみ公園の整備 内間木公園の拡張整備	基地跡地公園の整備
	(3) 公園の維持管理の充実	公園等植栽管理指針の策定・運用	公園等植栽管理指針の運用による質の高い空間の創出
1-4 道路・河川のみどりの育成	(2) ウオーカブルな空間整備	駅西口富士見通線のウォーカブル改修	朝霞駅南口駅前通り及び周辺市道のウォーカブル改修
2-1 みどりの担い手の育成と連携	(2) 担い手の連携の拡充	Park-PFI事業者による内間木公園の運営	Park-PFI事業者による基地跡地公園の運営
2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用	機能維持増進事業の活用	多様な手法による財源の確保
	(2) みどり・公園DXの推進	公園台帳のデジタル化	DXの推進による効率的なみどり・公園管理
3-1 みどりのシティプロモーションの展開	(2) 情報発信の強化と充実	自ら情報発信できるオンラインプラットフォームの導入	市民が主体となったみどりの情報発信
3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ	グリーントレインマップの更新	みどり資源を生かした健康増進の場づくり

※計画目標は10年間の計画期間内で着実な実行を図るもの、将来目標は計画期間内に実行に努め、その後実現したい大きなものを掲げています。

## 【参考資料編】実現のための施策の方針

### 1 暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える

施策の柱	基本施策	個別施策
		①特別緑地保全地区の指定 ②保護地区・保護樹木制度の運用 ③指定文化財制度の運用 ④公有地化による樹林地等の確保 ⑤景観重要樹木の指定
1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上 (2) 里山保全活動の推進 (3) 都市農地の保全	①里山保全活動の推進 ②里山管理ガイドラインの策定 ①生産緑地・特定生産緑地制度の運用 ②遊休農地の活用促進 ③景観作物の栽培 ④災害時の都市農地の活用
1-2 水辺の保全	(1) 湧水の保全 (2) 河川の保全	①湧水地及び周辺環境の保全 ②雨水貯留浸透の推進 ①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全 ③朝霞調整池内の湿地環境の保全
1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進 (2) 公園機能の充実 (3) 公園の維持管理の充実	①身近な公園の適正配置 ②基地跡地公園の整備推進 ③内間木公園の整備推進 ①防災機能の充実 ②バリアフリー・インクルーシブデザインの推進 ①施設の維持管理の充実 ②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定
1-4 道路・河川の みどりの育成	(1) 街路樹・並木の整備と管理 (2) ウォーカブルな空間整備	①持続的な植栽の在り方に関する検討 ②街路樹の適正な維持管理 ①河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理 ②歩道のネットワーク化と管理 ③休息や健康づくりの場の整備
1-5 公共施設・民有地の みどりの育成	(1) 公共施設のみどりの 整備・管理 (2) 民有地のみどりの整備促進	①公共施設の緑化と管理 ②維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定 ①緑化支援制度の運用 ②まちづくり制度を活用したみどりの確保

## 2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる

施策の柱	基本施策	個別施策
2-1 みどりの担い手の育成と連携	(1) みどりの担い手の育成	①プレーパークの推進 ②みどりの講習会等の実施 ③環境学習の実施 ④教育分野における農業体験の促進 ⑤食育の推進
	(2) 担い手の連携の拡充	①担い手のマッチング ②ボランティア活動団体の交流の促進 ③民間企業等の参画の促進 ④農の担い手の育成
2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	(1) 公園等を生かしたまちづくり	①公園サポーターの推進 ②市民や活動団体による朝霞の森の管理運営 ③みどりのリサイクルの推進
	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保	①市民農園の推進 ②市民緑地制度等の活用 ③公園ごとの利用ルールづくり
2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	(1) みどりのモニタリングの実施	①グリーンインフラの実態調査の実施 ②市民協働の生き物調査による生物データベースの整備 ③みどりの市民アンケート調査の実施
	(2) みどりの普及啓発の推進	①グリーンインフラの多面的効用の評価と公表 ②グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導 ③地域社会に貢献するみどりづくりの促進
2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用	①補助金等の活用 ②みどりのまちづくり基金等の運用
	(2) みどり・公園 DX の推進	①みどり・公園 DX の推進 ②WEB を活用したグリーンインフラの普及啓発

## 3 みどりのある暮らしを楽しむ

施策の柱	基本施策	個別施策
3-1 みどりのシティプロモーションの展開	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催	①みどり空間を活用したイベントの開催 ②里山環境の活用 ③農を通じた交流の場づくり
	(2) 情報発信の強化と充実	①みどりの情報発信 ②市民イベント情報の集約と発信
3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ	①家庭での緑化や菜園づくり ②農産物直売施設等の利用 ③地産地消の実践 ④みどりを生かした健康づくり ⑤みどりのイベントへの参加
	(2) みどりのボランティア活動への参加	①みどりのボランティア活動への参加 ②みどりのリサイクルへの参加 ③みどりに係る講習会への参加
	(3) みどりの交流の拡大	①民間のみどりの公開 ②SNS を活用したみどりの交流

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上																	
個別施策	<b>① 特別緑地保全地区の指定</b>	実施状況	継続																	
方向性	市内に残されている良好な樹林地等のうち、特に保全が必要なものについて都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を図り、樹林地等の担保性の向上を図ります。																			
内 容	<p>○都市緑地法に基づく国の緑地保全制度であり、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制します。</p> <p>○樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度です。</p> <p>○保全策が講じられていない良好な樹林地は、地権者の同意が得られるものについては指定を検討します。特に、宮戸、郷戸、新屋敷と一体となる未指定の樹林地等について指定を図ります。</p>																			
実績 計画	《実績》 5地区 2.07ha : 宮戸 (0.55ha)、岡 (0.43ha)、郷戸 (0.41ha)、新屋敷 (0.30ha)、代官水 (0.38ha)	《計画目標》 約 2.7ha (現況値+約 0.6ha)	《将来目標》 約 3.6ha (現況値+約 1.5ha)																	
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化防止	1-4) 生物多様性																
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上																	
個別施策	<b>② 保護地区・保護樹木制度の運用</b>	実施状況	継続																	
方向性	朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木制度を適切に運用し、市内の貴重な樹木や樹林地を保全することで、地域のみどりの景観と生態系の維持に貢献します。																			
内 容	<p>○朝霞市緑化推進条例に基づき、特に保護すべき樹木や樹林地を「保護樹木」や「保護地区」として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○「保護地区・保護樹木」に登録されると維持管理に係る経費の一部を助成するために年に一回、固定資産税額や指定経過年数に応じて奨励金が交付されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">【指定基準】</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">【交付金額】</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《保護地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m<sup>2</sup>以上であるもの</li> <li>・樹木のある神社または寺院の境内</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul> <p>《保護樹木》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの</li> <li>・樹形が特に優れているもの</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				【指定基準】	【交付金額】	<p>《保護地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m<sup>2</sup>以上であるもの</li> <li>・樹木のある神社または寺院の境内</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul> <p>《保護樹木》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの</li> <li>・樹形が特に優れているもの</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table>	3 年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3 年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	3 年まで	樹木1本当たり 1,800円	3 年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円
【指定基準】	【交付金額】																			
<p>《保護地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m<sup>2</sup>以上であるもの</li> <li>・樹木のある神社または寺院の境内</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul> <p>《保護樹木》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの</li> <li>・樹形が特に優れているもの</li> <li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">3 年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table>	3 年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3 年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	3 年まで	樹木1本当たり 1,800円	3 年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円							
3 年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額																			
3 年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額																			
6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額																			
3 年まで	樹木1本当たり 1,800円																			
3 年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円																			
6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円																			
実績	保護地区 42 地区、保護樹木 95 本[令和6年度末時点]																			
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化防止	1-4) 生物多様性																
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上	
個別施策	<b>③ 指定文化財制度の運用</b>		実施状況	継続
方向性	文化財保護法に基づく指定文化財制度を運用し、自然要素を多く含む史跡や天然記念物などの文化財を適切に保護・活用することで、歴史的・文化的価値のある緑地を保全します。			
内 容	<p>○重要文化財旧高橋家住宅、県指定史跡柊塚古墳、広沢の池、二本松などの市指定史跡、代官水、ナツグミ(根岸台、石原家)、ユズ(根岸台、高橋家)などの市指定天然記念物といった、自然要素を多く含む指定文化財の保護と活用に努めます。</p> <p>○樹木の剪定、除草、清掃などにより地域の歴史と自然が調和した景観を維持します。</p>			
実 績	重要文化財・旧高橋家住宅、県指定史跡・柊塚古墳、市指定史跡・広沢の池、二本松、市指定天然記念物・湧水代官水及びナツグミ(根岸台・石原家)、ユズ(根岸台・高橋家)			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span>			
関係者	行政、地権者	担当課	文化財課	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上	
個別施策	<b>④ 公有地化による樹林地等の確保</b>		実施状況	継続
方向性	市内に残されている特に保全が必要な樹林地等について、公有地化による保全を促進し担保性の向上を図ります。			
内 容	○市内に残る貴重な樹林地等を、 <b>市民や専門家の意見を取り入れ、緑地の価値を判断した上で</b> 市の財産として取得(公有地化)することで恒久的に <b>保全</b> し、緑地としての機能を維持・向上させることを目指します。			
実 績	<p>公的緑地 22,546 m<sup>2</sup></p> <p>宮戸3丁目緑地(78 m<sup>2</sup>)、宮戸4丁目緑地(396 m<sup>2</sup>)、根岸台8丁目緑地(4,275 m<sup>2</sup>)、(仮称)稻荷山緑地(4,262 m<sup>2</sup>)、向山緑地(70 m<sup>2</sup>)、公団前緑地(49 m<sup>2</sup>)、わくわく田島緑地(3,000 m<sup>2</sup>)、朝志ヶ丘緑地(2,443 m<sup>2</sup>)、浜崎黒目わんぱく広場(1,000 m<sup>2</sup>)、浜崎黒目花広場(2,039 m<sup>2</sup>)、ふれあい花壇(4,934 m<sup>2</sup>)</p>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span>			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上	
個別施策	<b>⑤ 景観重要樹木の指定</b>	実施状況	継続	
方向性	景観法に基づく景観重要樹木の指定を推進し、地域のシンボルとなる樹木や景観上重要な樹木を保全することで、朝霞らしい美しい都市景観の形成に貢献します。			
内 容	<p>○景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たす樹木を「景観重要樹木」として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定の提案があった樹木については、以下の基準を踏まえて、朝霞市景観審議会の審議を経て、指定すべきと判断されたものについて指定されます。</p> <p>(1)地域の良好な景観の形成に重要なものであり、その地域の自然、歴史、文化などからみて、景観上の特徴がある樹木</p> <p>(2)道路などの公共の場所から誰もが容易に眺め見ることができる樹木</p> <p>○景観重要樹木に指定することにより、安易な損失を防ぎ、将来にわたり持続的な保全を図ります。</p> <p>○指定されると、各種の補助・優遇措置、専門家による適正な助言を受けることが可能となり、適切な保全が担保されます。</p>			
実 績	第1号 ケヤキ（朝霞市役所庁舎前緑地） 第2号 ケヤキ（まぼりひがし公園）			
対応指針	<span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span>			
関係者	行政、地権者	担当課	まちづくり推進課	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 里山保全活動の推進	
個別施策	<b>① 里山保全活動の推進</b>	実施状況	継続	
方向性	特別緑地保全地区などの里山環境において、ボランティア団体との協働により、枯損木の処理、間伐、除草、清掃活動などを継続的に実施し、良好な里山環境の維持と再生を推進します。			
内 容	○里山は、多様な生物が生息する豊かな生態系を持ち重要な役割を担っています。この活動は、市民ボランティアの協力を得て、里山の健全な状態を保つための手入れを行うものです。これにより、生物多様性の保全、景観の維持、そして市民の環境意識の向上に寄与します。			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの特別緑地保全地区(宮戸、岡、郷戸)において里山保全活動を実施</li> <li>・樹木定期点検の実施〔令和6・7年度〕</li> <li>・里山維持のための枯損木等の伐採及び剪定〔令和7年度〕</li> </ul>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-6) 農業活動</span> <span>2 支える指針</span>			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 里山保全活動の推進				
個別施策	<b>② 機能維持増進事業の活用</b>	実施状況	新規取組検討				
方向性	樹林更新のための伐採等にかかる費用の補助を受け、里山や樹林地の機能維持・増進を図り、持続可能な森づくりを推進します。						
内 容	<p>○<b>樹林地</b>の健全な維持には、適切な時期の伐採や間伐、植え替えなどの手入れが不可欠です。この事業は、<b>特別緑地保全地区内</b>の樹林地の管理にかかる費用について国から支援を受けることで、計画的な管理を推進するものです。</p> <p>○これにより、緑地の防災機能や生態系機能の維持・向上を目指します。</p>						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化防止	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	
関係者	行政	担当課	みどり公園課				
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 里山保全活動の推進				
個別施策	<b>③ 里山管理ガイドラインの策定</b>	実施状況	新規取組検討				
方向性	里山管理ガイドラインを策定し、適切な管理手法を明確にすることで、市民ボランティアや関係者が一貫性のある効果的な保全活動を行えるよう支援し、里山環境の質を向上させます。						
内 容	<p>○里山の生態系を健全に保ち、その多面的な機能を最大限に引き出すためには、科学的根拠に基づいた管理が必要です。</p> <p>○ガイドラインでは、間伐の時期や方法、外来種対策、生物多様性への配慮など、具体的な管理手法を提示します。</p> <p>○これにより、管理活動の効率化と里山の質の向上を図り、持続可能な里山保全を実現します。</p>						
計画	<p>《計画目標》 里山ガイドラインの策定</p> <p>《将来自目標》 里山管理ガイドラインの運用による良好な自然環境の保全</p>						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化防止	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-10) 避難地	2 支える指針
関係者	行政	担当課	みどり公園課				

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全	
個別施策	① 生産緑地・特定生産緑地制度の運用	実施状況	継続	
方向性	2015年4月に都市農業振興基本法が施行され、都市部の農地は「宅地化すべき土地」から「あるべき土地」へと位置づけが変わりました。生産緑地制度および特定生産緑地制度の運用により、都市部における貴重な農地を保全し、食料供給、防災、景観形成といった農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産緑地制度は、市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成と農業の継続を目指す都市計画制度です。指定した場合固定資産税などの税優遇が受けられますが、農地としての管理義務が生じ、30年が経過すると市への買取り申出が可能になります。</li> <li>○特定生産緑地制度は、生産緑地指定から30年経過後も、買取り申出期間を10年間延長し、税優遇を継続する制度です。この指定を行わないと、固定資産税が段階的に宅地並み課税に移行するとともに、相続税等の納税猶予が打ち切られる可能性があります。</li> <li>○本市では、条例で指定面積要件を500m<sup>2</sup>以上から300m<sup>2</sup>以上に引下げており、より多くの農地を生産緑地に指定できるようにしています。</li> </ul>			
実 績	・生産緑地 214地区 約64.20ha〔令和6年度末時点〕			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-6) 農業活動</span>			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全	
個別施策	② 遊休農地の活用促進	実施状況	継続	
方向性	遊休農地の発生防止、遊休農地の解消に取り組むことにより、農地の保全を図ります。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会が地域の農地利用状況を確認し、遊休農地の発生防止や違反転用を防止するために行う農地パトロールを実施します。</li> <li>○農地は所有者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地となるリスクがあります。農地の貸借を促進することで、意欲ある担い手への農地の集積や新規就農者の参入を支援します。</li> <li>○農地は、郷土景観の形成、雨水の浸透機能、遊水機能等の面から重要な役割を果たしていることから、今後も保全に努めます。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内の農地面積 124.86ha〔令和2年〕</li> <li>・農地利用最適化推進活動実施 120日〔令和6年度〕</li> <li>・遊休農地解消率 85%〔令和6年度〕</li> </ul>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-6) 農業活動</span> <span>3) 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課・農業委員会	

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全	
個別施策	<b>③ 景観作物の栽培</b>		実施状況	継続
方向性	肥沃な耕土の流出・飛散を防ぐため、休耕期における緑肥・景観形成作物の植栽を促進します。			
内 容	○農家を対象に緑肥・景観作物の種子を配布し、農地保全や遊休農地の有効活用を図ります。			
実 績	・緑肥・景観作物種子の配布 48 戸 1,328 アール [令和6年度]			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-6) 農業活動</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課	

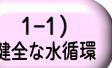
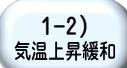
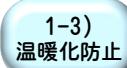
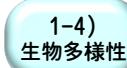
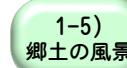
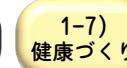
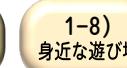
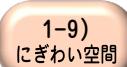
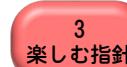
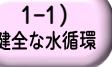
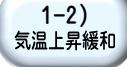
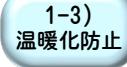
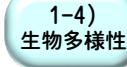
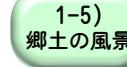
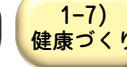
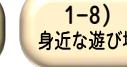
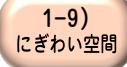
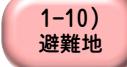
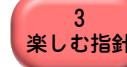
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全	
個別施策	<b>④ 災害時の都市農地の活用</b>		実施状況	継続
方向性	都市農地が持つ災害時の防災機能を活用することで、地域の防災力向上に貢献し、市民の安全・安心な暮らしを支えます。			
内 容	<p>○都市農地は、災害時に一時的な避難場所や物資の集積場所、あるいは延焼防止帯としての役割を果たすことが期待されます。また、雨水浸透機能により、都市型洪水の抑制にも寄与します。<b>これらの多面的な防災機能を市民に周知し、災害時における農地の活用方法について啓発を行い、農地の保全を促進します。</b></p> <p>○防災協力農地は、農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たJAなどが地方自治体と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定・登録等を自主的に実施する取組をいいます。生産緑地・特定生産緑地の指定時に、防災協力農地の協定締結を促すなど、防災協力農地の拡大に努めます。</p>			
実 績	・青葉台農園を防災協力農地に指定			
対応指針	<span>1-6) 農業活動</span> <span>1-10) 避難地</span>			
関係者	行政、地権者	担当課	危機管理室・産業振興課	

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全	
個別施策	① 湧水地及び周辺環境の保全	実施状況		継続
方向性	広沢の池、代官水などの湧水地を適切に管理し、周辺の森林や農地の保全、透水性舗装や浸透樹等の設置促進を通じて、湧水源の涵養を促進し、湧水環境の保全を図ります。			
内 容	<p>○灌漑(かんがい)用水等に利用された「広沢の池」、江戸時代には地域に利用されてきた「湧水代官水」、豊富な湧水量を誇る岡特別緑地保全地区内の 2 箇所の湧水地について、保全を図るとともに、池の周辺にある樹木を適切に管理し緑地保全に努めます。</p> <p>○市内には上記を含め、20 箇所以上の湧水地が確認されています。湧水地は地域の貴重な自然資源であり、生態系の維持や景観形成に重要な役割を果たします。湧水地とこれを取り巻く自然的環境の重要性を市民に普及啓発するとともに、土地所有者の理解を得ながら保全に努めます。</p> <p>○湧水の涵養域となる周辺の森林や農地などの自然的被覆の保全、さらには雨水浸透を促す浸透樹や透水性舗装の設置推進など、広域的な視点での保全活動を行います。これにより、湧水の水量と水質の維持を図ります。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定史跡として「広沢の池」を保全</li> <li>・特別緑地保全地区・市指定天然記念物として「湧水代官水」を保全 0.38ha</li> </ul>			
対応指針		<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span>		
関係者	行政、地権者、市民	担当課	みどり公園課・文化財課・環境推進課	

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全		
個別施策	<b>② 雨水貯留浸透の推進</b>		実施状況	継続	
方向性	雨水貯留浸透施設等の設置指導や補助金制度の活用を通じて、雨水の地下浸透・貯留を推進することで、湧水源の涵養、都市型洪水の抑制、そして水循環の健全化を図ります。				
内 容	<p>○都市化により雨水が地面に浸透する面積が減少し、下水道施設や河川への負担が大きくなっています。また、近年の台風や集中豪雨の増加に伴い内水被害が発生しており、河川や下水道整備とともに、各施設に雨水流出を抑制する浸透・貯留施設を設置することが重要となっています。</p> <p>○朝霞市では「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、500平方メートル以上の開発を行う際に、事業者が雨水流出抑制施設(浸透・貯留施設等)の設置を推進しています。500平方メートル未満については、浸透ますの設置をお願いしています。</p> <p>○朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助制度は、「環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用及び河川への流出抑制を図るため、創エネ・省エネ設備機器を設置した方に対して、予算の範囲内において、設置費の一部を補助する」という制度です。</p> <p>○水循環シミュレーションの結果を踏まえ、土地条件における雨水貯留浸透能力の適正配置の方針を検討し、健全な水循環を誘導するための雨水貯留浸透施設等の設置基準、緑化基準を改定し運用します。</p> <p>○公共施設の整備・再整備では、地域の健全な水循環を保全・再生させるため、雨水浸透や雨水の一時貯留等の取組を推進します。</p>				
実 績 計 画	<p>《実 績》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合 100% [令和6年度]</li> <li>公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数 12箇所 [令和6年度]</li> <li>雨水貯留槽設置費補助延べ件数 31件 [令和6年度末時点]</li> </ul> <p>《計画目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水貯留浸透施設等の設置推進</li> </ul> <p>《将来目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水循環の健全化による湧水源の涵養</li> </ul>				
対応指針	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <span>1-1) 健全な水循環</span> <span>2 支える指針</span> </div>				
関係者	行政、開発事業者、市民	担当課	環境推進課・下水道施設課・開発建築課		
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全		
個別施策	<b>①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全</b>	実施状況	継続		
方向性	荒川クリーンエイドなどにより荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全を図ります。				
内 容	○荒川は、朝霞市の重要な水辺空間であり、広域的な生態系ネットワークの一部を形成しています。市民、行政、関係機関が連携し、清掃活動や環境学習を通じて、河川の美化と水質保全に努めます。これにより、荒川の自然環境を保護し、市民が水辺に親しめる空間を維持します。				
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川近郊緑地保全区域 約98ha</li> <li>荒川クリーンエイド(荒川河川敷不法投棄物一斉撤去)実施 参加者14名 ゴミ回収:320kg [令和6年度]</li> </ul>				
対応指針	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>				
関係者	行政、市民	担当課	環境推進課		

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全	
個別施策	② 黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全	実施状況	継続	
方向性	黒目川、新河岸川、越戸川の環境保全活動を継続し、生態系に配慮した河川整備、外来種対策、市民参加による清掃活動などを通じて、水辺の環境と景観を向上させます。			
内 容	<p>○黒目川、新河岸川、越戸川は、市民の生活に密接に関わる身近な水辺空間であり、散策やジョギングなど自然とのふれあいや健康増進の場として重要な役割を果たしています。</p> <p>○水とみどりのネットワーク形成、多様な生物の生息・生育空間の形成の基軸となる新河岸川や黒目川等において、生態系に配慮した河川環境の管理、市民、県、関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策、外来種対策、環境学習等を進めます。</p> <p>○朝霞市景観計画に基づき、黒目川の景観をはじめ、河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。</p> <p>○黒目川において河川の美化を図り、憩いの場としての環境を整えるとともに、参加者や地域の連帯感を育んでいくため、市民による清掃活動を推進します。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和61年より、朝霞市コミュニティ協議会加盟会員、一般市民や小中学生が参加し、黒目橋から花の木橋の土手沿いのゴミを拾い集める。</li> <li>・きれいなまちづくり運動実施(春・秋の年2回)</li> <li>・環境美化活動功労者表彰</li> <li>・黒目川沿川の一部を景観づくり重点地区に指定</li> <li>・河川の適正な維持管理等に係る河川管理者である県との定期的な協議の実施</li> </ul>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政、市民	担当課	道路整備課・地域づくり支援課・環境推進課・まちづくり推進課	
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全	
個別施策	③ 朝霞調整池内の湿地環境の保全	実施状況	継続	
方向性	朝霞調整池内の湿地環境において、国や市民団体と協力し、希少な湿地植物であるトダスゲなどの保護活動を支援することで、動植物の生息環境を保全します。			
内 容	○朝霞調整池は、多様な生物が生息する貴重な湿地環境です。特に、絶滅危惧種であるトダスゲの保全活動は、生物多様性の維持に不可欠です。市民団体との協働により、湿地の生態系を保護し、将来的には自然観察会などを開催することで、市民が湿地の重要性を学び、自然に親しむ場として活用することを目指します。			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体による朝霞調整池トダスゲ保護区の手入れ作業の実施</li> </ul>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	① 身近な公園の適正配置	実施状況	継続	
方向性	身近な公園が不足する地域の解消を目指し、住区基幹公園の整備を推進します。また、老朽化した公園のリニューアルや再編を継続的に検討し、地域住民のニーズや利用状況に応じた機能強化を図ることで、公園の魅力を高め、利用促進に繋げます。			
内 容	<p>○市民が日常的に利用できる身近な公園は、健康増進やコミュニティ形成に不可欠です。特に公園が不足している地域では、既存の土地を有効活用し、効率的に公園を整備します。</p> <p>○小規模な公園に特色を持たせることにより、利用者が目的によって公園を選び、楽しめる環境をつくるため、小学校区の範囲を考慮し、地域住民の意見を取り入れながら、遊具のある公園、ボール遊びのできる広場のある公園、生物多様性や景観に配慮したみどり豊かな公園など、個々の公園が担う機能を具体化し、特色づくりを進めます。</p> <p>○マンションの開発等に伴い設置、提供される公園・児童遊園地について、地域住民にとって利用しやすいものとなるよう検討します。</p> <p>○老朽化した公園は、利用ニーズに即した公園とするために公園全体の機能を見直し、再整備を検討します。また、近隣の複数の公園を群として捉え、複数の公園を一体として機能の再配置を検討し、限られた空間資源を有効活用しながら利用ニーズに応えられる公園として再編することも検討します。</p>			
実 績 計 画	<p>《実 績》・まほりひがし公園の整備、リニューアルオープン〔令和6年度〕 ・みやど公園の整備、供用開始〔令和7年度〕</p> <p>《計画目標》・まほりみなみ公園の整備（約 0.13ha） ・内間木公園の拡張整備（現況面積約 1.68ha→拡張後面積約 2.42ha） ・あずま南土地区画整理地内における公園整備（約 0.32ha）</p>			
対応指針	 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1) 健全な水循環</li> <li>1-2) 気温上昇緩和</li> <li>1-3) 温暖化防止</li> <li>1-4) 生物多様性</li> <li>1-5) 郷土の風景</li> <li>1-7) 健康づくり</li> <li>1-8) 身近な遊び場</li> <li>1-9) にぎわい空間</li> <li>1-10) 避難地</li> <li>2 支える指針</li> <li>3 楽しむ指針</li> </ul>			
関係者	行政、地権者、開発事業者	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	<b>② 基地跡地公園の整備推進</b>		実施状況	継続
方向性	旧基地跡地における公園整備を推進することで、大規模な緑地空間を創出し、市民のレクリエーション・交流拠点として、また都市の防災拠点としての機能を強化します。			
内 容	<p>○平成 24 年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、「使いながらつくる、つくりながら考える」広場として、市民参加によって利用ルールをつくり、市民中心の管理運営に取り組んでおり、今後も取組を継続します。</p> <p>○また、平成 27 年 12 月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に沿って“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”的形成をめざし、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携した「みどりの拠点ゾーン」として整備を推進します。</p> <p>○「朝霞市基地跡地利用計画」を基本としながら、<b>基地跡地公園の実現に向けた様々な事業手法の検討を行います。</b></p>			
実 績 計 画	<p>《実 績》・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕の策定〔平成30年〕</p> <p>《計画目標》・公園化実現に向けた事業計画等の検討</p> <p>《将来目標》・基地跡地公園の整備</p>			
対応指針	          			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・政策企画課	
施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	<b>③ 内間木公園の整備推進</b>		実施状況	継続
方向性	内間木公園の整備を推進することで、地域の特性を活かした公園づくりを行い、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての魅力を高めます。			
内 容	<p>○内間木地域には公園が少なく、遊具や広場などで安全に遊べる空間が不足しています。</p> <p>○市民の意見も取り入れながら、遊具の設置、広場の整備、植栽の充実などを行い、あらゆる世代が楽しめる公園を目指します。</p> <p>○公園の再整備にあたっては、Park-PFI の活用など、民間の資金やノウハウを活用した整備を検討します。</p>			
実 績 計 画	<p>《実 績》・内間木公園拡張整備基本構想の策定〔令和6年3月〕</p> <p>《計画目標》・Park -PFI の導入に関するマーケットサウンディング調査の実施 ・内間木公園の拡張整備</p>			
対応指針	          			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(2) 公園機能の充実	
個別施策	<b>① 防災機能の充実</b>		実施状況	継続
方向性	朝霞市地域防災計画に基づき、公園への防災施設の設置を検討し、災害時に避難場所や物資集積拠点として機能する公園づくりを進めることで、都市の防災力を強化します。			
内 容	<p>○防災機能を持った公園の充実を図るため、朝霞市地域防災計画に基づき、指定避難場所と公園との位置関係や公園の規模を考慮しながら、公園に整備する必要のある防災施設の設置について検討します。</p> <p>○公園は、広大なオープンスペースであるため、災害時には重要な役割を担います。指定避難場所としての機能に加え、防災倉庫の設置、かまどベンチの導入、非常用トイレの整備などを検討します。</p> <p>○公園の新設時には、防災機能を整備することを検討します。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まほりひがし公園にかまどベンチ、マンホールトイレ整備〔令和6年度〕</li> <li>・みやど公園にかまどベンチ、マンホールトイレ整備〔令和7年度〕</li> </ul>			
対応指針		1-10) 避難地	2 支える指針	
関係者	行政	担当課	みどり公園課・危機管理室	
施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(2) 公園機能の充実	
個別施策	<b>② バリアフリー・インクルーシブデザインの推進</b>		実施状況	継続
方向性	バリアフリー対応の公園施設を積極的に推進し、 <b>公園の新設および改修の際には、ユニバーサルデザインを導入することで、誰もが安全で快適に利用できる公園環境を整備します。</b>			
内 容	<p>○年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての市民が公園を自由に利用できる環境を整備します。段差の解消、手すりの設置、多機能トイレの導入、インクルーシブ遊具の設置などを通じて、公園のアクセシビリティと利用のしやすさを向上させます。これにより、公園が多様な人々にとって開かれた交流の場となることを目指します。</p> <p>○公園の整備・再整備では、設計段階から、地域住民、こどもからお年寄り、障害のある方など様々な立場の方に意見やアイデアを伺い、だれもが利用しやすい、遊びやすい公園づくりを推進します。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まほりひがし公園にインクルーシブ遊具設置〔令和6年度〕</li> <li>・みやど公園にインクルーシブ遊具設置〔令和7年度〕</li> </ul>			
対応指針		1-7) 健康づくり	1-8) 身近な遊び場	1-9) にぎわい空間
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実	
個別施策	<b>① 施設の維持管理の充実</b>	実施状況	継続	
方向性	公園施設の安全点検を徹底し、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新を行うことで、施設の安全性を確保し、長期的な利用を可能にします。			
内 容	<p>○公園の遊具や施設は、経年劣化により安全性が低下する可能性があります。定期的な点検と、計画的な修繕・更新を行うことで、事故を未然に防ぎ、市民が安心して公園を利用できる環境を維持します。</p> <p>○これにより、施設の運用寿命を延長し、維持管理コストの最適化も図ります。</p> <p>○市民の多様なニーズに対して円滑な対応ができる体制を整えることで、行政サービスを向上させるため、本市では都市公園の一部に指定管理者を導入しています。今後も、指定管理者制度の適切な運用により、サービス向上に努めます。</p>			
実 績	・朝霞市公園施設長寿命化計画（計画期間：令和7年から令和16年）を策定〔令和6年度〕			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>1-8) 身近な遊び場</span> <span>1-9) にぎわい空間</span> <span>1-10) 避難地</span> <span>2 支える指針</span> </div>			
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-3 公園の整備・管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実	
個別施策	<b>② 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定</b>	実施状況	新規取組検討	
方向性	公園などにおける植栽管理指針を策定し、維持管理の効率化と美観の維持を両立させることで、質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。			
内 容	<p>○植栽は、公園など公共施設の景観を形成する重要な要素ですが、適切な管理がなければその魅力は損なわれます。</p> <p>○維持管理性と美観を保つ植栽管理指針にするため、樹種の選定、剪定方法、病害虫対策、水やりなど、具体的な管理基準を定めます。これにより、管理作業の標準化を図り、コストを抑えつつ、年間を通じて美しい緑地空間を維持することを目指します。</p>			
計 画	<p>《計画目標》公園等植栽管理指針の策定</p> <p>《将来目標》公園等植栽管理指針の運用による質の高い空間の創出</p>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> </div>			
関係者	行政	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
個別施策	<b>① 持続的な植栽の在り方に関する検討</b>	実施状況	継続
方向性	シンボルロードの緑地管理計画の検討を含め、持続的な植栽のあり方について検討することで、街路樹や並木の健全な育成と、長期的な維持管理の効率化を図ります。		
内 容	<p>○令和 2 年にオープンしたシンボルロードは、みどり豊かな憩いの場として多くの市民に利用されています。一方で樹木の老木化や過密化など管理上の課題への対応が必要です。</p> <p>○シンボルロードにおいては、専門家と市民の参加によるワークショップが開催され、「利活用」と「管理」の視点からルールづくりなど検討が進められてきました。</p> <p>○令和 6 年度には樹木医と管理に携わる市民による勉強会が開催され、シンボルロードの緑地管理の方向性が示されました。</p> <p>○この緑地管理の方向性では、「次世代につなげる新しい里山(朝霞スタイル)」を理念とし、これを実現するための緑地管理計画を策定することが位置付けられました。</p> <p>また、この緑地管理計画は、「ビジョン(目指す姿)を考える」、「ゾーンの目標植生を考える」、「ゾーンごとの作業計画をつくる」、「作業を担当する役割分担を決める」、「作業計画に基づき実行する」、「見直しの体制を整える」の構成によるもので、シンボルロードの緑地管理を進める上での指針と位置付けられました。</p>		
実 績	シンボルロード管理運営を考える会議を開催 計 12 回 [令和 6 年度時点]		
対応指針	<span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span>		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
個別施策	<b>② 街路樹の適正な維持管理</b>	実施状況	継続
方向性	街路樹管理計画の策定検討を含め、街路樹の適正な維持管理を継続することで、安全で美しい街路景観を保ち、都市の緑化推進に貢献します。		
内 容	<p>○街路樹は、良好な都市環境の形成に大きく貢献する一方で、適切な管理がなければ、通行の妨げや倒木の危険性、落葉による苦情などが発生する可能性があります。計画的な剪定、病害虫対策、生育環境の改善などを行うことで、街路樹の健全な成長を促し、安全で快適な道路空間を確保します。</p> <p>○街路樹の適正な整備と維持管理を行うため、街路樹の配置や老朽度の調査を実施するとともに、街路樹管理に関する計画の策定について検討し、道路の幅員構成、周辺環境等の状況を踏まえ、街路樹を適切に管理します。</p> <p>○事業中の都市計画道路について、人と環境にやさしい道路づくりを目指すとともに、街路樹の整備等の緑化を進めます。また、地域住民との協働による植樹帯や花壇の維持管理についても検討を進めます。国道 254 号、県道について植栽整備の働きかけを行います。</p>		
実 績 計 画	<p>《実 績》・植樹帯の除草や街路樹の剪定等を実施</p> <p>《計画目標》・街路樹管理計画の策定</p> <p>・街路樹管理計画に基づく道路植栽の維持管理の実施</p>		
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>1-10) 避難地</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>		
関係者	行政	担当課	道路整備課

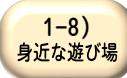
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備	
個別施策	<b>① 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理</b>	実施状況	継続	
方向性	黒目川・新河岸川沿いを中心に、散策路や親水広場の整備・管理を継続することで、市民が水辺に親しみ、憩い、健康増進を図れるウォーカブルな空間を創出します。			
内 容	<p>○ベンチや休憩スペースを適正に配置します。これにより、ウォーキングやジョギング、自然観察など、多様な活動を促進し、市民の健康的なライフスタイルを支援します。</p> <p>○朝霞市景観計画に基づき、黒目川の景観をはじめ、河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒目川沿川の一部を景観づくり重点地区に指定</li> <li>・黒目川花まつりの実施にあわせ、桜並木に提灯や灯篭等を設置</li> </ul>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>1-8) 身近な遊び場</span> <span>1-9) にぎわい空間</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政、企業	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課	
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備	
個別施策	<b>② 歩道のネットワーク化と管理</b>	実施状況	継続	
方向性	歩道のネットワーク化と適切な管理を継続することで、市民が安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保し、都市の回遊性を高めます。			
内 容	○歩道は、市民の日常生活における重要なインフラです。段差の解消、舗装の改善、適切な幅員の確保、そして街路樹との調和を図ることで、高齢者や障害のある方など、誰もが安心して利用できる歩行空間を整備します。これにより、公共交通機関へのアクセス向上や、まちなか散策の促進が期待できます。			
実 績 計 画	<p>《実績》・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩道の用地取得や整備</p> <p>《計画目標》・駅西口富士見通線のウォーカブル改修</p> <p>《将来目標》・朝霞駅南口駅前通り及び周辺市道のウォーカブル改修</p>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政	担当課	道路整備課	

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備
個別施策	<b>③ 休息や健康づくりの場の整備</b>	実施状況	継続
方向性	まちなかベンチ、ポケットパーク、健康遊具の設置などを通じて、市民が気軽に休息したり、健康づくりに取り組んだりできる場を整備することで、都市の快適性と市民の健康増進を図ります。		
内 容	<p>○ウォーカブル推進都市として、都市空間における駅前や商業施設周辺、公園の入口などにベンチを設置します。</p> <p>また、公園には健康遊具を計画的に配置し、高齢者を中心に気軽に運動できる機会を提供します。</p> <p>○市内に設定された散策路、散歩コース等を考慮しながら、計画的に健康器具系施設の配置を進めます。市民や事業者からの寄付等による健康器具系施設の設置を検討します。</p>		
実 績 計 画	<p>《実 績》・まちなかベンチの設置 21箇所〔令和6年度末時点〕</p> <p>《計画目標》・駅西口富士見通線のウォーカブル改修</p> <p>《将来目標》・朝霞駅南口駅前通り及び周辺市道のウォーカブル改修</p>		
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>		
関係者	行政	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・ 道路整備課

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (1) 公共施設のみどりの整備・管理		
個別施策	<b>① 公共施設の緑化と管理</b>		実施状況	継続
方向性	市役所、保育園、公民館、学校など、様々な公共施設の緑化を推進し、その適切な管理を行うことで、良好な景観形成、夏の暑さ対策などを進めます。			
内 容	<p>○公共施設の敷地内、壁面、屋上など、様々な場所での緑化を進めます。これにより、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー効果、そして景観の向上を図ります。また、緑化された空間は、市民の憩いの場や、環境教育の場としても活用できます。適切な維持管理により、みどりの健全な成長を促します。</p> <p>○花とみどりにあふれた魅力的でうるおいあるまちをつくっていくため、駅前広場や道路、公園、公共施設等に花壇を整備し、草花や植栽で飾るとともに、市民協働による花壇管理を推進します。</p> <p>○町内会やボランティア団体等と協力して、道路や駅前広場の花壇・プランターの維持管理、道路清掃等の維持管理を推進します。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内間木支所や総合体育館の壁面緑化</li> <li>・朝霞駅南口原動機付自転車駐車場の屋上緑化 111.0 m<sup>2</sup></li> <li>・きれいなまちづくり運動への参加</li> </ul>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、市民	担当課	各公共施設所管課	

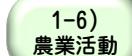
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (1) 公共施設のみどりの整備・管理		
個別施策	<b>② 維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定</b>		実施状況	新規取組検討
方向性	公共施設における植栽管理指針を定め、維持管理の効率化と美観の維持を両立させることで、質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。			
内 容	<p>○公共施設の植栽は、その地域の景観づくりを先導する重要な役割を果たします。</p> <p>○公園の植栽管理指針を策定する際に、公共施設における植栽管理も考慮した指針にすることで、公共施設全体で質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。</p>			
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設植栽管理指針の策定</li> <li>・公共施設植栽管理指針に基づく道路植栽の維持管理の実施</li> </ul>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政	担当課	みどり公園課	

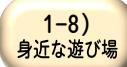
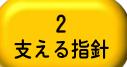
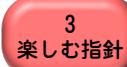
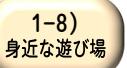
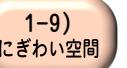
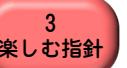
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (2) 民有地のみどりの整備促進		
個別施策	<b>① 緑化支援制度の運用</b>	実施状況	継続	
方向性	生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を適切に運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。			
内 容	<p>○生け垣は、通風改善、美観向上、防火、耐震性といった多面的な効果を持つ緑化手法です。市民が生け垣を設置する際の費用の一部を補助することで、緑化へのインセンティブを高めます。これにより、個々の住宅の緑化が繋がり、都市全体のみどりのネットワーク形成に貢献します。</p> <p>○緑化支援制度の内容として、生け垣整備だけでなく、視認性が高くヒートアイランド現象の緩和効果が期待できる高木の植栽や、雨水貯留浸透機能を有する雨庭の設置など、みどりの多面的効果を発揮する緑化手法の検討を行います。</p>			
実 績	・生け垣等設置奨励補助金交付 1件〔令和6年度〕			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (2) 民有地のみどりの整備促進		
個別施策	<b>② まちづくり制度を活用したみどりの確保</b>	実施状況	継続	
方向性	開発事業等における緑化指導において、まちづくり制度を積極的に活用することで、民間開発と連携した緑地の確保を促進し、計画的な都市緑化を推進します。			
内 容	<p>○みどり豊かな環境を創出していくため、地域住民等が作成した景観づくりのルールを市が認定し、地区の景観づくりを進める市独自の制度「あさか景観づくり協定」や景観条例による景観づくり団体の認定、都市計画法に基づく地区計画制度の活用を促進します。</p> <p>○「朝霞市開発事業等に関する手続き及び基準に関する条例」など、既存のまちづくり制度を活用し、大規模開発やマンション建設などにおいて、緑化基準の遵守を指導します。これにより、開発行為に伴う緑地の減少を抑制し、むしろ緑地空間の創出を促すことで、都市全体の緑化水準を向上させます。</p>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観づくり協定締結件数 1件〔令和6年度末時点〕</li> <li>景観づくり団体認定数 22団体〔令和6年度末時点〕</li> </ul>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-2) 気温上昇緩和</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-8) 身近な遊び場</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、市民、開発事業者	担当課	みどり公園課・まちづくり推進課・開発建築課	

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	<b>① プレーパークの推進</b>		実施状況	継続
方向性	プレーパークの推進を通じて、子どもの居場所づくりを促進し、子どもたちが自然の中で自由に遊び、育つ機会を提供します。			
内 容	<p>○プレーパークは、子どもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを尊重する場所です。自然素材や廃材などを活用し、創造性を育む遊びを奨励します。市は、プレーパークの運営団体への支援や、活動場所の提供を通じて、子どもたちの健全な成長をサポートします。これにより、地域の子育て支援と、自然体験の機会を創出します。</p> <p>○朝霞の森にアクセスしやすい市内の各地域(公園など)に、遊び場を届ける移動式プレーパーク「プレーパーク・キャラバン」を実施しています。</p>			
実 績	・NPO 法人あさかプレーパークの会に補助金交付(子どもの居場所づくり推進事業補助金)			
対応指針		  		
関係者	行政	担当課	みどり公園課・子ども未来課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	<b>② みどりの講習会等の実施</b>		実施状況	継続
方向性	専門家招へいによる勉強会などを開催することで、市民の緑化に関する知識や技術の向上を図り、みどりの担い手を育成します。			
内 容	<p>○専門家による講習会は、市民がみどりに関する知識や最新の情報を学ぶ貴重な機会になります。</p> <p>○これにより、市民一人ひとりが緑化活動に積極的に参加できるようになり、地域全体のみどりの質向上に貢献します。</p>			
実 績	・専門家の招へいによる会議を開催【第 12 回シンボルロードの管理運営を考える会議 令和 6 年度】			
対応指針		 		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	<b>③ 環境学習の実施</b>	実施状況	継続
方向性	学校による環境教育やこどもエコクラブの活動等、環境学習を支援することで、こどもたちが環境問題への理解を深め、環境保全活動への意識を高める機会を提供します。		
内 容	<p>○学校での授業において地球温暖化、生物多様性、ごみ問題など、様々な環境テーマについて学びます。</p> <p>○環境に関する講座等を開催するほか、環境美化ポスターの募集、こどもエコクラブ活動への支援などを通じて、身近な環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。</p>		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝霞第五小学校が令和5年度日本生態系協会主催全国学校・園庭ビオトープコンクール「学校・園庭ビオトープ賞」受賞</li> <li>・地球温暖化講座</li> <li>・環境美化ポスター募集 応募件数272件[令和6年度]</li> </ul>		
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>		
関係者	行政、市民	担当課	教育指導課・環境推進課・資源リサイクル課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	<b>④ 教育分野における農業体験の促進</b>	実施状況	継続
方向性	学校教育において農業体験を促進することで、こどもたちが食や農業への理解を深め、自然との触れ合いを通じて豊かな心を育む機会を提供します。		
内 容	<p>○学校の授業や課外活動に農業体験を取り入れることで、こどもたちは作物が育つ過程を学び、食のありがたみや命の大切さを実感します。</p> <p>○また、土に触れ、自然の中で活動することで、五感を刺激し、豊かな感性を育みます。これは、次世代の食育と環境教育の推進に繋がります。</p>		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝霞第二小学校</li> <li>朝霞第三小学校(米作り)</li> <li>朝霞第五小学校</li> <li>朝霞第六小学校</li> <li>朝霞第九小学校:サツマイモ(「学校ファーム」で、地元農家の方々やカインズ朝霞店と協力し栽培したサツマイモの販売体験を、朝霞第九小学校の児童が実施。)</li> <li>朝霞第十小学校:の学校ファーム(スイカ・トウモロコシ・ニンジン)</li> </ul>		
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-6) 農業活動</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>		
関係者	行政、農業従事者	担当課	教育指導課

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	<b>⑤ 食育の推進</b>	実施状況	継続
方向性	食育を推進することで、市民が食に関する正しい知識と選択能力を身につけ、健全な食生活を実践するとともに、都市農業の重要性への理解を深めます。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食育は、健康な心身を育む上で不可欠な取組です。</li> <li>○学校給食で地場産食材を使用しています。</li> <li>○地元の農産物を使った料理教室や、農業体験と連携した食育プログラムなどを通じて、食の循環や都市農業の役割について学びます。</li> <li>○これにより、市民の食への意識を高め、地産地消の推進にも繋がります。</li> </ul>		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食での地場産食材の使用 5,082,612円[令和6年度]</li> <li>・「あさか野菜 de ベジグルメ」の開催</li> </ul>		
対応指針	  		
関係者	行政、農業従事者	担当課	健康づくり課・学校給食課・教育指導課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	<b>① 担い手のマッチング</b>	実施状況	新規取組検討
方向性	管理できない緑地と保全活動を行う市民組織とのマッチングを行うことで、緑地管理の効率化と市民活動の活性化を図ります。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑地を所有しているが管理に苦慮する個人や団体と、緑地保全活動を行いたいボランティア活動団体を繋ぐ仕組みを構築します。</li> <li>○これにより、地域全体でみどりを育む体制を強化します。</li> </ul>		
対応指針	 		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	<b>② ボランティア活動団体の交流の促進</b>	実施状況	継続
方向性	生物多様性市民懇談会の開催や、緑地保全に関する勉強会の開催などを通じて、ボランティア活動団体間の交流を促進し、情報共有と連携強化を図ることで、活動の質の向上と持続性を高めます。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内で活動する様々な緑化・環境保全団体が、互いの活動内容や課題を共有し、連携を深める場を提供します。</li> <li>○活動の重複を避け、より効果的な取組が可能となります。また、共通の課題に対する解決策を共に考えることで、団体全体のスキルアップとモチベーション維持に繋がります。</li> </ul>		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性市民懇談会を開催[令和6年度]</li> </ul>		
対応指針	 		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	<b>③ 民間事業者等の参画の促進</b>	実施状況	新規取組検討
方向性	公募設置管理制度(Park-PFI)などの導入により、民間事業者等の参画を促進し、多様な主体との協働によるみどりのまちづくりを推進します。		
内 容	<p>○Park-PFI(公募設置管理制度)は、民間事業者の資金やノウハウを活用して公園の整備・管理を行う制度です。これにより、市の財政負担を軽減しつつ、民間ならではの創意工夫を活かした魅力的な公園づくりが可能となります。カフェや売店などの収益施設を導入することで、公園のにぎわいを創出し、自立的な運営を目指します。</p> <p>○企業の CSR 活動の一環として、公園へのベンチ設置や植栽活動などへの参加を促します。また、カーボンオフセットによる緑地保全への貢献やネーミングライツによる公園施設維持管理への協力など、多様な手法で企業による緑地保全や公園管理への参画促進を検討します。</p> <p>○専門知識や技術を持つ企業には、緑地管理や環境教育プログラムへの協力も求めます。これにより、市の財政負担を軽減しつつ、より質の高い緑化活動を展開することが可能となります。企業、行政が連携し、持続可能なまちづくりを目指します。</p>		
計 画	<p>《計画目標》・Park-PFI 事業者による内閣木公園の運営</p> <p>《将来目標》・Park-PFI 事業者による基地跡地公園の運営</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、企業	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	<b>④ 農の担い手の育成</b>	実施状況	継続
方向性	出荷組合や農業後継者組織の強化・充実を積極的に支援し、農業担い手の育成を図ります。		
内 容	<p>○朝霞市では、都市化が進む中でも持続可能な農業を推進するため、多様な担い手の育成・確保を進めています。</p> <p>○市民との距離が近い「庭先販売」や、主要な販売拠点である直売所の販売力を高めるため、「農産物直売団体」の強化・充実を支援しています。また、「出荷組合」の活動を支えることで、生産者の経営安定化を促進しています。</p> <p>○将来の農業を担う中核として朝霞市農業青年クラブ等の農業後継者組織の活動を支援し、組織の強化を通じて次世代への技術継承と安定した後継者の確保を目指しています。これらの多角的な取組により、地域農業の振興を図っています。</p>		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物直売組合補助金交付 69,000 円[令和6年度]</li> <li>地産地消推進事業費補助金 2件 14,000 円[令和6年度]</li> <li>農産物共選共販事業費補助金 3組合 120,000 円[令和6年度]</li> <li>認定農業者数 26人[令和6年度時点]</li> </ul>		
対応指針	 		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課

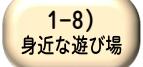
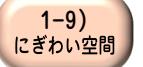
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等を生かしたまちづくり		
個別施策	<b>① 公園サポーターの推進</b>		実施状況	継続
方向性	公園管理団体(通称:公園サポーター)制度を推進し、市民ボランティアによる公園の清掃、花壇の手入れ、見守り活動などを促進することで、市民と協働による公園管理体制を強化し、公園への愛着を醸成します。			
内 容	<p>○公園サポーターは、地域住民が主体となって公園の維持管理に参加する制度です。これにより、公園の美化だけでなく、利用者の安全確保や、地域コミュニティの活性化にも貢献します。</p> <p>○市は、サポーターへの資材提供や情報共有、活動の広報支援などを強化し、市民の活動を後押しします。公園が地域コミュニティの拠点として、より一層活用されることを目指します。</p>			
実 績	・17団体へ苗木や作業に必要な道具を提供[令和6年度]			
対応指針	  			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・道路整備課	
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等を生かしたまちづくり		
個別施策	<b>② 市民や活動団体による朝霞の森の管理運営</b>		実施状況	継続
方向性	旧基地跡地の暫定利用区域である朝霞の森において、 <b>市民と行政の協働による管理運営</b> を継続することで、市民のニーズに応じた緑地空間の活用と、地域コミュニティの活性化を図ります。			
内 容	<p>○平成 24 年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、「使いながらつくる、つくりながら考える」広場として、市民参加によって利用ルールをつくり管理運営に取り組んでおり、今後も取組を継続します。</p> <p>○朝霞の森は市民が自由に利用できる緑地空間であり、多様な活動の場となっています。市民団体との協働によりイベントの企画・実施、施設の維持管理、植栽活動などを行います。</p>			
実 績	・朝霞の森運営会議の開催 計23回[令和6年度末時点]			
対応指針	   			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等を生かしたまちづくり		
個別施策	<b>③ みどりのリサイクルの推進</b>		実施状況	新規取組検討
方向性	落葉利用や剪定枝等のリサイクルを検討・推進することで、緑地管理から発生する資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に貢献するとともに、環境負荷の低減を目指します。			
内 容	<p>○朝霞市と和光市は、ごみ処理の広域化を進めるために「朝霞和光資源循環組合」を設立し、和光市内に新たな焼却施設を建設しています。みどりのリサイクルについては、これまでの両市のルールが異なることから、その推進に向けた協議を検討します。</p> <p>○公園や街路樹の管理で発生する落葉や剪定枝は、これまで廃棄物として処理されてきましたが、これらを堆肥化したり、薪やマルチング材として利用したりすることで、資源として活用することを検討します。</p>			
対応指針	<span>1-1) 健全な水循環</span> <span>1-3) 温暖化防止</span> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-6) 農業活動</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保		
個別施策	<b>① 市民農園の推進</b>		実施状況	継続
方向性	市民農園の整備と利用を推進することで、市民が気軽に農業体験できる場を提供し、食育の推進、健康増進、地域コミュニティの活性化を図ります。			
内 容	○市民農園は、市民が手軽に野菜や花を栽培できる場であり、土に触れる機会を提供します。農園での交流を通じて、地域住民同士のつながりを深め、コミュニティ形成にも寄与します。			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>青葉台農園 42 区画×30 m<sup>2</sup></li> <li>浜崎農園 211 区画×15 m<sup>2</sup></li> <li>根岸台農園 30 区画×15 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>・浜崎第 2 農園 70 区画×15 m<sup>2</sup></p> <p>・本町農園 54 区画×15 m<sup>2</sup></p> <p>[令和 6 年度末時点]</p>			
対応指針	<span>1-6) 農業活動</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span>			
関係者	行政、地権者、市民	担当課	産業振興課	

施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
個別施策	② 市民緑地制度等の活用	実施状況 新規取組検討
方向性	都市緑地法に基づく市民緑地制度等を活用し、民間所有の緑地を市民が利用できる緑地として確保することで、身近なみどりの空間を増やし、地域コミュニティの活性化を図ります。	
内 容	<p>○都市緑地法に定められた市民緑地認定制度は、土地所有者と市が協定を結び、民間所有の緑地を市民に公開・提供する制度です。これにより、開発が進む都市部においても、既存の緑地を保全しつつ、市民が利用できるみどりの空間を確保することが可能となります。地域住民の憩いの場や交流の場としての活用を促進します。</p> <p>○本市において実績のない市民緑地認定制度、市民緑地契約制度、緑地保全地域制度、管理協定制度、緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度、都市緑化支援機構制度、自然共生サイト制度などについて、活用に向けた検討を進めます。</p>	
対応指針	1-1) 健全な水循環 1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化防止 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景 1-8) 身近な遊び場 1-9) にぎわい空間	2 支える指針
関係者	行政、地権者、市民	担当課 みどり公園課

表 今後活用を検討する緑地保全制度の概要

制度名	概要	主な要件	メリット(支援措置)
市民緑地認定制度	土地所有者等からの申請に基づき、地方公共団体が市民が利用できる緑地として認定する制度。公開による緑地の保全・活用を促進。	都市計画区域内または準都市計画区域内の土地。面積原則100 m <sup>2</sup> 以上（屋上等は20 m <sup>2</sup> 以上）。10年以上の公開期間。良好な景観・環境保全に資する緑地であること。	相続税評価額2割減(認定期間20年以上の場合)、固定資産税・都市計画税非課税(無償公開の場合)。緑化地域内の緑化施設設置義務の対象外となる場合がある。
市民緑地契約制度	地方公共団体または「みどり法人」が土地所有者と契約し、市民が利用できる緑地（市民緑地）を設置・管理する制度。私有地の緑地活用を促進。	都市計画区域内の300 m <sup>2</sup> 以上の土地、人工地盤等が対象。契約期間5年以上。	管理負担の軽減、相続税評価額2割減(20年以上契約等)、固定資産税・都市計画税非課税(無償貸付の場合)、社会資本整備総合交付金の対象。
緑地保全地域制度	都市近郊の比較的規模の大きい緑地を都市計画として指定し、緩やかな行為規制により保全する制度。無秩序な市街化を抑制。	無秩序な市街化防止や生活環境確保のために保全が必要な緑地。都道府県または市が都市計画決定。建築等に届出が必要。	管理協定制度や市民緑地制度との併用による管理負担軽減や緑地活用。
管理協定制度	特別緑地保全地区、緑地保全地域、または近郊緑地保全区域内の土地所有者と地方公共団体等が協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	特別緑地保全地区等内の土地が対象。有効期間5年以上20年以下。相続税2割評価減には20年以上の貸付等が必要。	管理負担の大幅軽減、相続税評価額最大4割減(特別緑地保全地区で20年以上貸付等)、社会資本整備総合交付金の対象。
みどり法人制度	NPO法人やまちづくり会社などの民間団体を市区町村が指定し、公的な緑地の担い手として活動を促す制度。	市区町村長が指定。一般社団・財団法人、NPO法人、緑化推進を目的とする会社など。	民間団体が公的な位置づけを得て、緑地保全活動を展開しやすくなる。市民緑地や管理協定の主体となることが可能。
都市緑化支援機構制度	国土交通大臣が指定した全国で一つの法人が、財政難の自治体に代わり特別緑地保全地区等の土地買入れを機動的に行う制度。	国土交通大臣が全国で一つの法人を指定。主な業務は土地の買入れ、管理・機能維持、資金貸付など。	自治体の財政状況に左右されず、貴重な緑地を迅速に確保。専門的知見に基づく緑地の維持管理。優良緑地確保計画認定事業者への資金貸付。
自然共生サイト制度	民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度。「30by30」目標達成の柱の一つ。令和7年4月より「地域生物多様性増進法」に基づき法制化。	企業、NPO、個人、自治体などが管理する生物多様性保全に貢献する区域。環境大臣が認定。	自然公園法など関連法規の手続きのワンストップ化・簡素化。認定によるブランド価値向上。支援者とのマッチング、支援証明書の発行、専門センターの利用。

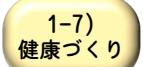
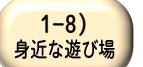
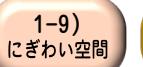
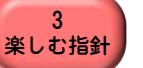
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保		
個別施策	<b>③ 公園ごとの利用ルールづくり</b>		実施状況	継続
方向性	公園ごとの利用ルールを柔軟に設定することで、公園の多角的活用を促進し、地域資源の有効利用と市民の利便性向上を図ります。			
内 容	<p>○人口構成の変化やライフスタイルの多様化等を背景に、地域が公園に求める機能や施設も多様化しています。地域のニーズに合った利用しやすい公園、楽しい公園をふやしていくため、地域住民と公園の利用の仕方やルールを考え、それに基づいた公園の整備、改修を進めます。</p> <p>○住民が親近感を持つ公園をふやしていくため、新設する公園の計画・設計段階から住民説明会等を活用することにより、市民の意向を生かした公園づくりを進めます。</p> <p>○公園の利用ルールは、安全確保と秩序維持のために重要ですが、過度に厳格なルールは公園の活用を妨げる可能性があるため、地域住民の意見も踏まえ、公園の特性に応じた柔軟なルールを設定します。</p>			
実 績	・まほりひがし公園、みやど公園の利用ルールなどを考えるワークショップを開催 各公園2回 [令和6年度]			
対応指針		   		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施		
個別施策	<b>① グリーンインフラの実態調査の実施</b>	実施状況	継続	
方向性	計画改定時などの定期的なみどりの現況調査及びグリーンインフラの評価を実施することで、都市のみどりの現状と課題を把握し、効果的な施策立案に繋げます。			
内 容	<p>○本市のみどりの現況と推移を把握するために実施している緑被率経年変化調査は、みどりの保全と創出に向けた取組を検討する際の基礎的情報として重要な調査です。</p> <p>○現状の緑被データの取得はマルチスペクトルカメラから得られた画像処理による NDVI(正規化植生指数)に基づきますが、より精度の高い手法として DTM(Digital Terrain Model)と DSM(Digital Surface Model)の差分から得られる DHM(Digital Height Model)を用いた緑被抽出を今後検討します。</p> <p>○グリーンインフラは、都市の環境、社会、経済に多面的な便益をもたらします。緑被率、樹林地の健全性、水辺環境の質、生物多様性の状況などを定期的に調査し、その結果を評価することで、緑化施策の効果を客観的に検証します。</p> <p>○今後も概ね 5 年ごとにグリーンインフラの評価を実施していきます。また、調査結果を朝霞市ホームページ等で市民に公表することで、グリーンインフラに対する意識を一層高めていきます。</p>			
実 績	・5 年毎に緑被率経年変化調査を実施(平成15年～令和5年)			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施		
個別施策	<b>② 市民協働の生き物調査による生物データベースの整備</b>	実施状況	継続	
方向性	市民協働の生き物調査を継続することで、生物多様性の現状を把握し、環境教育やまちづくりへ活用します。			
内 容	<p>○市民が参加する生き物調査は、広範囲のデータを効率的に収集できるだけでなく、市民の環境意識を高める効果もあります。収集されたデータは、生物データベースとして蓄積し、貴重種の生息状況把握や、環境教育プログラムの開発、緑地計画の策定などに活用します。貴重種等の情報は公開に配慮します。</p> <p>○効率的な生き物調査の実施や生物データベースの整備において、生物種同定機能と位置情報等の記録ができる専用アプリの導入について今後検討します。</p>			
実 績	・朝霞市生き物マップの改訂[令和6年2月]			
対応指針				
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

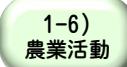
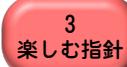
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施
個別施策	<b>③ みどりの市民アンケート調査の実施</b>	実施状況 繼続
方向性	計画改定時など定期的にみどりの市民アンケート調査を実施することで、市民のみどりに対する意識やニーズを把握し、施策に反映させることで、市民満足度の高いみどりのまちづくりを推進します。	
内 容	<p>○市民アンケートは、緑化施策に対する市民の評価や、今後期待するみどりの取組、利用したい公園の種類、公園の利用頻度など、多様な意見を直接収集する貴重な機会です。これにより、市民の視点に立った施策の改善や、新たなニーズへの対応が可能となります。</p> <p>○アンケート結果は、計画の改定や具体的な事業の検討に活用します。</p>	
実 績	・みどりの市民アンケートの実施[令和6年度]	
対応指針		
関係者	行政、市民	担当課 みどり公園課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	<b>① グリーンインフラの多面的効用の評価と公表</b>	実施状況 新規取組検討
方向性	WEBによる朝霞市のグリーンインフラの役割紹介など、グリーンインフラの多面的効用を評価し公表することで、市民や事業者への理解を深め、緑化活動への意識と参加を促進します。	
内 容	○緑地は、単なる景観要素ではなく、防災、気候変動対策、生物多様性保全、健康増進など、多岐にわたる機能を持っています。これらのグリーンインフラがもたらす便益を具体的に評価し、分かりやすく情報発信することで、市民や事業者がみどりの重要性を再認識し、緑化活動への積極的な参加を促します。	
対応指針		
関係者	行政	担当課 みどり公園課

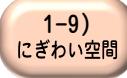
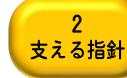
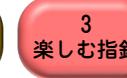
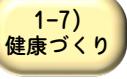
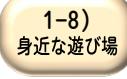
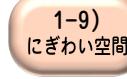
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	<b>② グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導</b>	実施状況 新規取組検討
方向性	開発事業等における緑化指導において、グリーンインフラの多面的効用(防災、環境、景観など)を考慮した緑化を促進することで、都市のレジリエンス向上と持続可能なまちづくりに貢献します	
内 容	<p>○グリーンインフラとは、自然が持つ多様な機能を社会の課題解決に活用する考え方です。開発事業における緑化指導では、単なる緑化面積の確保だけでなく、雨水浸透、生物多様性保全、ヒートアイランド現象緩和など、みどりが持つ多面的な機能を引き出すような植栽計画や配置を促します。</p> <p>○これにより、開発と緑化が調和した、より質の高い都市環境を創出します。</p>	
対応指針		2 支える指針
関係者	行政	担当課 みどり公園課・開発建築課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	<b>③ 地域社会に貢献するみどりづくりの促進</b>	実施状況 新規取組検討
方向性	環境貢献や生物多様性保全につながる認証・顕彰制度の促進を通じて、民間事業者や市民による緑化活動を奨励し、地域社会全体でみどりを育む文化を醸成します	
内 容	<p>○企業や個人が、環境に配慮した緑化活動や生物多様性保全に貢献する取組を行った場合に、市がこれを認証したり、顕彰したりする制度を検討します。</p> <p>○これにより、緑化活動へのモチベーションを高め、社会全体でみどりを大切にする意識を育みます。企業のCSR活動や、個人の環境意識向上に繋がることを期待します。</p>	
対応指針		2 支える指針 3 楽しむ指針
関係者	行政、企業、市民	担当課 みどり公園課

施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用
個別施策	<b>① 補助金等の活用</b>	実施状況	継続
方向性	社会資本整備総合交付金などの補助金等を積極的に活用することで、緑化事業の財源を確保し、計画的な緑地整備・管理を推進します。		
内 容	<p>○都市緑化事業の推進には、安定的な財源の確保が不可欠です。国や県が提供する補助金制度を最大限に活用することで、市の財政負担を軽減しつつ、大規模な公園整備や緑地保全事業などを実施します。これにより、緑化施策の着実な推進を図ります。</p> <p>●<b>都市緑地法の改正により位置づけられた機能維持増進事業など、様々な補助金制度の活用を検討し、持続可能なみどりの保全を推進します。</b></p>		
実 績 計 画	<p>《実 績》・防災・安全交付金を活用 77,277,000円交付を受ける〔令和6年度〕</p> <p>《計画目標》・機能維持増進事業の活用検討</p> <p>《将来目標》・多様な手法による財源の確保</p>		
目 標	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">2 支える指針</div>		
関係者	行政	担当課	財政課・みどり公園課
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用
個別施策	<b>② みどりのまちづくり基金等の運用</b>	実施状況	継続
方向性	みどりのまちづくり基金やふるさと納税等の運用を継続・強化することで、市民や事業者からの寄付を募り、緑化活動の財源を多様化し、市民参加型のみどりのまちづくりを推進します。		
内 容	<p>○みどりのまちづくり基金は、市民や事業者からの寄付を原資として、緑化活動や環境保全活動を支援するものです。ふるさと納税の活用も検討し、より多くの資金を緑化事業に充てることで、市民の緑化活動への参加を促し、地域全体でみどりを育む意識を高めます。</p> <p>○売上的一部分がみどりのまちづくり基金へ寄附される自動販売機の設置を進めるなど、様々な手法で寄付を募り緑化財源の確保に努めます。</p>		
実 績	・自動販売機売上金からみどりのまちづくり基金への寄附 1,605,054円〔令和6年度〕		
目 標	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">2 支える指針</div>		
関係者	行政、市民、企業	担当課	財政課・みどり公園課

施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(2) みどり・公園 DX の推進
個別施策	<b>① みどり・公園 DX の推進</b>	実施状況	新規取組検討
方向性	公園台帳のデジタル化検討や、公園案内・イベント情報周知等に DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用することで、公園管理の効率化と市民への情報提供の充実を図ります。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル技術を活用することで、公園施設の管理状況を一元的に把握し、効率的な修繕計画や維持管理が可能となります。</li> <li>○公園の利用状況やイベント情報をリアルタイムで市民に提供することで、公園の利便性を向上させ、利用促進に繋げます。これにより、スマートな公園管理と市民サービスの向上を目指します。</li> </ul>		
計 画	<b>《計画目標》・公園台帳のデジタル化</b> <b>《将来目標》・DX の推進による効率的なみどり・公園管理</b>		
対応指針	   		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(2) みどり・公園 DX の推進
個別施策	<b>② WEB を活用したグリーンインフラの普及啓発</b>	実施状況	新規取組検討
方向性	WEB による朝霞市のグリーンインフラの役割紹介など、デジタル媒体を活用してグリーンインフラの多面的効用を普及啓発することで、市民や事業者への理解を深め、緑化活動への意識と参加を促進します。		
内 容	○ウェブサイトや SNS などのデジタル媒体を活用し、朝霞市におけるグリーンインフラの具体的な事例や、それがもたらす環境・社会・経済的な便益について分かりやすく情報発信します。これにより、幅広い層の市民や事業者にみどりの重要性を認識してもらい、緑化活動への関心を高め、参加を促します。		
対応指針	 		
関係者	行政	担当課	みどり公園課

施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催		
個別施策	<b>① みどり空間を活用したイベントの開催</b>		実施状況	継続
方向性	彩夏祭、朝霞の森秋まつり、アサカストリートテラス、黒目川花まつり等、みどり空間を活用したイベントを継続的に開催することで、市民がみどりに親しみ、交流する機会を創出し、地域の魅力を高めます。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園や河川敷などの緑地空間を舞台に、季節ごとのイベントや地域のお祭りなどを開催します。これにより、市民が自然の中でレクリエーションを楽しみ、地域コミュニティの絆を深めることができます。</li> <li>○市民が花やみどりに親しめる機会やふれあえる場を提供していくため、浜崎黒目花広場におけるボランティア活動団体と保育園児との種まき会等、みどりに関わるイベントや交流の場の充実を促進します。</li> <li>○市が開催する他のイベントにおいて、みどりのまちづくり基金の募金や緑化推進のPRを行っていきます。</li> <li>○また、市外からの来訪者にも朝霞のみどりの魅力を発信し、シティプロモーションに繋げます。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市建設部公式インスタグラムの運用</li> <li>・アサカストリートテラスの開催 計 4 回〔令和6年度末時点〕</li> <li>・フードトラックの出店 〔令和 5 年～〕</li> </ul>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-9) にぎわい空間</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政、市民、企業	担当課	地域づくり支援課・みどり公園課・ まちづくり推進課・産業振興課	
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催		
個別施策	<b>② 里山環境の活用</b>		実施状況	継続
方向性	里山観察会や田んぼの耕作など、里山環境を活用した体験活動を <b>促進</b> することで、市民が里山の自然に触れ、その価値を理解し、保全活動への関心を高める機会を提供します。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア団体の協力を得て、良好な里山環境を維持管理します。</li> <li>○里山環境を維持している特別緑地保全地区は、雑木林が広がり、豊富な湧水や貴重な生態系が確認され、良好な郷土景観もあります。里山保全活動を推進することにより、里山フェスタ、里山観察会、田んぼの耕作などのイベントを実施し、みどりと触れ合う場を提供します。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山フェスタ（タケノコ堀り、清掃活動）／郷戸特別緑地保全地区〔2014 年～2016 年〕</li> <li>・春の里山観察会、紅葉を見る会、湧水の見学会</li> </ul> <p>※いずれもボランティア団体主催</p>			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-4) 生物多様性</span> <span>1-5) 郷土の風景</span> <span>1-6) 農業活動</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催		
個別施策	<b>③ 農を通じた交流の場づくり</b>		実施状況	継続
方向性	農業祭などのイベントを通じて、農を通じた市民交流の場を創出することで、都市農業への理解を深め、地域活性化と食育の推進を図ります。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元農産物の紹介や農産物の販売を通じて、市民が生産者と直接交流できる農業祭を開催します。</li> <li>○農業体験事業(季節ごとの収穫体験)を推進し、都市農業の魅力を発信し、地産地消を促進します。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業祭 来場者数 約7,000人〔令和6年度〕</li> <li>・農業体験事業 参加者数972人〔令和6年度〕</li> </ul>			
対応指針		  		
関係者	行政、JA、農業従事者、市民	担当課	産業振興課	

施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (2) 情報発信の強化と充実	
個別施策	<b>① みどりの情報発信</b>	実施状況	継続
方向性	みどりの空間を活用したイベントのPRなど、みどりに関する情報発信を強化することで、市民のみどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促進します。		
内 容	<p>○市のウェブサイト、広報誌、SNSなどを活用し、公園の開花情報、イベント情報、緑化に関する制度や補助金、ボランティア活動の募集など、多様な情報を発信します。視覚的に魅力的なコンテンツや、市民の体験談などを取り入れることで、より多くの市民にみどりの魅力を伝えます。</p> <p>○また、みどりに対する理解を深め、樹木を大切にする市民意識を醸成していくために、樹木の多い公園や人が集まる公園の樹木や保護樹木に樹名板を設置していきます。</p>		
実 績	・都市建設部公式インスタグラムなどによる情報発信		
対応指針	  		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (2) 情報発信の強化と充実	
個別施策	<b>② 市民イベント情報の集約と発信</b>	実施状況	新規取組検討
方向性	市民団体等が主催するイベントの情報を集約し、PR支援を行うことで、市民活動の活性化と、みどりに関するイベントへの市民参加を促進します。		
内 容	<p>○市内で開催されるみどりに関する様々なイベント(例:里山観察会、花植え体験、清掃活動など)の情報を一元的に集約し、市の広報媒体を通じて広く市民に周知します。</p> <p>○これにより、市民は自分に合った活動を見つけやすくなり、イベントの参加者増加に繋がります。市は、市民活動の支援を通じて、地域全体の緑化意識を高めます。</p>		
計 画	<p>《計画目標》・自ら情報発信できるオンラインプラットフォームの導入</p> <p>《将来目標》・市民が主体となったみどりの情報発信</p>		
対応指針	    		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ		
個別施策	<b>① 家庭での緑化や菜園づくり</b>	実施状況	新規取組検討		
方向性	家庭での緑化や菜園づくりを促進することで、市民が身近な場所でみどりに触れ、育てる喜びを感じる機会を提供し、みどり豊かな住環境の形成を推進します。				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベランダでのプランター栽培、庭での花壇づくり、家庭菜園など、それぞれのライフスタイルに合わせた緑化を奨励します。</li> <li>○緑化に関する情報提供や、初心者向けの講習会などを開催することで、市民が気軽に緑化に取り組めるよう支援します。</li> <li>○これにより、個々の家庭の緑化が繋がり、都市全体の緑被率向上に貢献します。</li> </ul>				
対応指針		1-2) 気温上昇緩和	1-4) 生物多様性	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課		

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ	
個別施策	<b>② 農産物直売施設等の利用</b>	実施状況	継続	
方向性	浜崎農業交流センターや市役所での直売などで、朝霞市内で生産された新鮮な農産物の供給を促進します。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝霞市では、浜崎農業交流センターの農産物直売所や、市役所で開催される「あさか新鮮野菜市」などを通じて、地場産野菜、花などの販売を促進しています。</li> <li>○直売拠点は、生産者と消費者が直接交流できる場を提供し、消費者は生産状況を確認できることで安心感を得られます。また、流通経費の削減により生産者の収益性向上にも繋がり、地域経済の活性化に寄与します。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜崎農業交流センターで野菜等の直売を実施 154日〔令和6年度〕</li> <li>・あさか新鮮野菜市 in 市役所の開催 13回〔令和6年度〕</li> </ul>			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課	

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ	
個別施策	<b>③ 地産地消の実践</b>	実施状況	継続	
方向性	地場産野菜等の購入を促進することで、地産地消を実践し、都市農業の活性化と食の安全・安心への意識向上を図ります。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元の農産物を消費することは、新鮮で安全な食材を手に入れるだけでなく、地域の農業を支援し、食料自給率の向上にも貢献します。</li> <li>○市内の直売所の情報を積極的に発信し、市民の利用を促します。</li> </ul>			
実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで市内の庭先直売所を周知</li> </ul>			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	市民、農業従事者、行政	担当課	産業振興課	

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ	
個別施策	<b>④ みどりを生かした健康づくり</b>		実施状況	継続
方向性	グリーントレイルマップの作成や、公園などにおける健康遊具の設置を通じて、みどりを生かした健康増進を推進することで、市民の健康的なライフスタイルを支援します。			
内 容	<p>○みどり豊かな環境は、ストレス軽減やリフレッシュ効果があり、心身の健康に良い影響を与えます。市民が日常的に公園や遊歩道を利用して散歩や軽い運動ができるよう、安全で快適な空間を整備します。</p> <p>○公園でのラジオ体操や健康体操教室などの開催を促進し、市民が気軽に健康づくりに取り組める機会を提供します。</p> <p>○みどり豊かな空間は、ウォーキングやジョギング、体操など、様々な身体活動に適しています。市内の緑地や公園を結ぶグリーントレイルマップを作成、活用し、市民が気軽に散策できるコースを提案します。</p> <p>○公園には健康遊具を設置し、高齢者を中心に気軽に運動できる機会を提供します。</p>			
実 績 計 画	<p>《実績》・グリーントレイルマップの作成〔令和5年度〕 ・健康遊具の設置〔令和6年度〕</p> <p>《計画目標》・グリーントレイルマップの更新</p> <p>《将来目標》・市内のみどり資源を生かした健康増進の場づくり</p>			
対応指針		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ	
個別施策	<b>⑤ みどりのイベントへの参加</b>		実施状況	継続
方向性	公園などで行われるイベントへの参加を促進することで、市民がみどりに触れ、学び、交流する機会を増やし、みどりへの愛着と環境意識を育みます。			
内 容	<p>○里山フェスタ、黒目川花まつり、自然観察会など、みどりに関する様々なイベントへの市民参加を促します。</p> <p>○これらのイベントを通じて、市民はみどりの多様な魅力を体験し、環境問題への理解を深めることができます。</p> <p>○また、イベントでの交流は、地域コミュニティの活性化にも貢献します。</p>			
対応指針		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1-7) 健康づくり</span> <span>1-8) 身近な遊び場</span> <span>1-9) にぎわい空間</span> <span>2 支える指針</span> <span>3 楽しむ指針</span> </div>		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課	

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加		
個別施策	<b>① みどりのボランティア活動への参加</b>		実施状況	継続	
方向性	公園サポーター、里山ボランティア、道路美化活動など、みどりのボランティア活動への参加を促進することで、市民が主体となった緑地管理を推進し、地域への愛着と貢献意識を育みます。				
内 容	○市民が自らの手で地域のみどりを守り育てる活動は、緑地の質を向上させるだけでなく、地域コミュニティの絆を深めます。市は、ボランティア活動の情報を積極的に発信し、参加者を募集します。				
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課		

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加		
個別施策	<b>② みどりのリサイクルへの参加</b>		実施状況	継続	
方向性	みどりのリサイクル活動への市民参加を促進することで、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成に貢献します。				
内 容	○公園や街路樹から出る落葉は、堆肥の原料として再利用できます。市民が落ち葉集め活動に参加することで、資源の有効活用を体験し、環境意識を高めます。また、堆肥化された落葉は、公園や家庭菜園で再利用され、みどりを育む循環を形成します。				
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課		

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加		
個別施策	<b>③ みどりに係る講習会への参加</b>		実施状況	継続	
方向性	みどりに係る講習会への市民参加を充実することで、緑化に関する知識や技術の向上を図り、市民一人ひとりがみどりの担い手として活躍できる環境を整備します。				
内 容	○樹木剪定、花植え、病害虫対策、土壌改良など、緑化に関する様々なテーマで講習会を開催します。 ○初心者から経験者まで、幅広い市民が参加できるよう、内容やレベルを多様化します。 ○これにより、市民が自らの手でみどりを育てる喜びを感じ、地域全体の緑化水準の向上に貢献します。				
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課・環境推進課		

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大
個別施策	① 民間のみどりの公開	実施状況	新規取組検討
方向性	大学や神社仏閣などで開催される敷地公開型イベントを促進することで、民間が所有する緑地空間を市民に開放し、みどりに触れる機会を増やし、地域全体のみどりの魅力を高めます。		
内 容	<p>○大学や寺院など、民間が所有する広大な緑地は、一般には公開されていないことが多いです。これらの施設と連携し、協力を得て、期間限定での公開イベントや、庭園見学ツアーなどを企画・実施します。</p> <p>○これにより、市民は普段立ち入ることのできない貴重な緑地空間を体験し、新たな発見や交流の機会を得ることができます。</p>		
対応指針		1-9) にぎわい空間 2 支える指針 3 楽しむ指針	
関係者	企業等、行政	担当課	みどり公園課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大
個別施策	② SNS を活用したみどりの交流	実施状況	新規取組検討
方向性	SNS を用いた朝霞のみどりの魅力発信を推進することで、市民間のみどりに関する情報共有や交流を促進し、みどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促します。		
内 容	<p>○Instagram や X(旧 Twitter)などの SNS を活用し、市内の美しいみどりの風景、季節の花々、公園のイベント情報などを写真や動画で発信します。</p> <p>○市民が撮影したみどりの写真を投稿するキャンペーンなどを実施することで、市民参加型の情報発信を促し、みどりに関するコミュニティ形成を支援します。</p> <p>○これにより、みどりの魅力を広く共有し、緑化活動の裾野を広げます。</p>		
対応指針		2 支える指針 3 楽しむ指針	
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課